

平成23年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成23年3月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 改 革 課	林 清 明

総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	国民宿舎 支配人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 局長	平野修司	農業委員会 事務局長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成23年第1回定例会において一般質問を行います。質問は、5項目9点です。分からないことがありましたら、再質問を行いますので、執行の皆様方には、答弁は短くて結構です、簡潔明瞭にお願いします。

では、通告に従い、順次質問を行います。

まず初めに、市長の政治姿勢について伺います。

「ふれあい、まごころ、思いやり」を政治信条に、議員から市長に就任して間もなく2年がなろうかとしております。現在の思いを伺います。

よく自治体のトップのことを船の船長に例え、かじ取り役とか何々丸の船出とかいう言葉を使います。的を射た分かりやすい言葉だと思います。船長が右と言えば右、左と言えば左へ向きます。長い航海、順風満帆のときばかりではありません。天候の急変などのとき、そのまま航海を続けるのか、港へ引き返すのか、あるいは進路を変えるのか、船長の判断一つ

です。三つ以上の自治体の合併としては県内初、面積は129.91平方キロメートルの広さ、市原市、君津市、千葉市、富津市、鴨川市、木更津市、成田市に次いで8番目の広さでした。

現在、人口は7万人を割り込みましたが、旭中央病院を含めた総予算は、実に852億7,000万円。旭市の旭丸のかじ取りとして、今後どのような市政運営を行っていくのか伺います。

次に、安心・安全のまちづくりについて伺います。

日本一住みよいまちづくりを目指し、安心・安全なまちづくりを進めている旭市ですが、安全度ランキングはそう高くはありません。安心して安全なまちに住みたいと思うのは、万人の願いです。このランキングを上げて、人口減少期に入った今、少しでもこれを食い止めようとの思いから、再度質問するものであります。

目黒の資産家老夫婦を狙った殺人事件、熊本の少女殺人事件、何の罪もない方々が見ず知らずの人にいきなり殺される。残された家族、親族の悲しみははかり知れないと思います。

きのうもココちゃんの告別式が行われました。父親が、「ココがビールをついでくれたことが忘れられない」と言葉を詰まらせていました。心中お察し申し上げます。心から哀悼の意をささげたいと思います。

いずれの事件も犯人は検挙されました。防犯カメラの映像が決め手です。犯罪の抑止力も非常に高い防犯カメラの設置を望みますが、いかがでしょうか。

同様の趣旨で、火災警報器の設置推進について伺います。

建物火災の発生件数を減らすために、消防署、消防団一丸となって警報器の設置推進に努めているところであります。しかし、あまり効果は上がっていません。産業まつりなどの会場で行うアンケートの結果では、40数%という数字が上がっていますが、実際は20%台だと思われます。アンケートに答えてくれる方は、もともと防災意識が高い人が多く、関心のない人はわざわざ答えてくれないからです。

日本一住みよいまちを目指し、安心して安全なまちを進めている旭市。75歳以上の独居老人家庭に無料で設置してあげてもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、農業問題について2点伺います。

農業を基幹とする本市ですが、市内の農家の農地の保有状況を伺います。

2点目として、農業振興地域の見直しについて伺います。

4項目めの質問は、教育問題についてです。

教育は国の柱、教室での教科以外の勉強の一つとして、職業体験（社会体験）学習をキャリア教育という名目で、文部科学省、県教育委員会、市教育委員会の指導で行っていると思

いますが、旭市ではどのような形で行っているのかお示し願いたいと思います。

最後に、旭中央病院について伺います。

地元市民はもちろん、近隣の患者さんにも工事中は大変不便をかけておりました。延べ床面積5万4,938平方メートル、1万6,619坪の新本館建設工事が間もなく完成をいたします。来月、竣工式が行われ、引っ越しが済んだ5月連休明けには診療が開始されます。今まで以上にその重要性が増すと思われます。今置かれている中央病院の状況を伺います。

質問の2、昨日も質問が出ました。病院のこれからのあり方について、市長はどのように考えておられるのか伺います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問に対し、答弁をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢、現在の思いということと、これからの市政運営についてということとありますが、木内議員からもお話がありましたように、政治信条「ふれあい、まごころ、思いやり」、そういったような心で就任以来、頑張ってきたわけであります。その中で一番思っていることは、ハードからソフトへの思い、そしてまた、市民のきずなづくり、一体感の醸成、そういったことを最優先の課題として市政運営に努めてきたところであります。

合併後5年8か月が過ぎ、基本計画のリーディングプランでもあります「医療・福祉の郷」、「食の郷」、「交流の郷」の3郷づくりを柱に、自分の公約でもあります施策を検証精査しながら、特に公園整備、学校の耐震化、下水道整備については、当初の計画の見通しは立ったと認識しているところであります。そして今後は、道路・排水問題、子育て支援を含む少子化対策、産業の活性化等に力を入れていきたい、そのように思っているところであります。

また、先ほども述べましたように、合併後6年がやがてなるわけでありますけれども、市民の一体感の醸成、これを最優先の課題として、そういった思いの中で始めました市民体育祭や、その一体感の醸成には本当に一番役立つであろうと私自身思っております祭りやイベントを交流の軸としてとらえ、心のつながり、きずなづくりを目標に頑張っていきたいと、そんなように思っております。そして、市民のみんなが合併してよかったと思えるような市

を築いていきたいと考えているところであります。

今後の市政運営というようなことの中でお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、合併してよかった、旭市に住んでいてよかった、このままずっと住み続けたい、また、市外の人からは住んでみたいと思われるようなまちづくりを目指したいと思います。

具体的には、私の重点施策として、一つには旭市の知名度を上げたいということであります。旭市の宝である旭中央病院、大原幽学史跡遺跡公園、県立公園刑部岬、そして、食なら何でもそろう農業、このことをもっとPRして存在感のあるまちにしていきたい、旭ブランドの開発、認定、宣伝等をぜひ政策の柱に置きたい、そう思っているところであります。

また、もう1つの柱としては、きのうから議論になっております道の駅をぜひ造りたいと思います。旭の発信基地、通年による集客基地として、内需拡大、経済波及効果、雇用等々、多くのメリットがあると思います。地方経済はまだまだ景気が低迷している状況でもありますが、道の駅の需要は依然として根強く、大きな期待を寄せられているところであります。

そして、先ほども申し上げましたように、少子化、何としても歯どめをかけたいと、そんなように思っているところでありまして、次代を担う子どもたちの教育環境の充実、一体感のあるまちづくりのためのイベントを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

5番目の旭中央病院の今後のあり方、これからのあり方についてお答えをいたします。

きのう、大塚議員からも質問がございました。旭中央病院については、設立以来58年間、黒字経営を堅持し、今後も安定した経営が見込まれることから、経営形態については、現状の地方公営企業全部適応でということで一貫して考えておるところであります。

経営形態については、当面見直す必要はないと考えておりますが、改革プランにも示されたように、独立行政法人化や指定管理者制度については、全国の自治体病院の経営形態の状況などの情報収集に精力的に努めていきたい、そんなように思っているところであります。

今後は香取海匝医療圏地域医療再生計画を進め、香取海匝の中核病院として、地域医療の確保に努めていく所存であります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから防犯カメラの設置の考えはということでご質問でございます。

最初に、少し現況を申し上げます。

多分、木内議員も資料をお持ちだと思いますけれども、警察の発表しております旭市内におきます刑法犯認知件数を若干申し上げさせていただきます。これは、平成20年1,079件、平成21年、これは1,056件、平成22年におきましては888件ということで、このところ、毎年件数は減少をしてきておるところでございます。特に、21年、22年対比では、約2割の減少ということになろうかと思います。

こういった状況の中で、犯罪の発生件数が減少してきているということにつきましては、第1には、警察のほうのご努力ということがあろうかと思いますが、そのほか、防犯パトロールなどの地域ボランティアの方々の活動、こういったものから、自主防犯組織の地道な活動といえますか、こういったもの、それから市で行っております防犯指導員やシルバー人材センター職員による青色回転灯による防犯パトロール車といえますか、こういった防犯パトロール、また、イベントですとか出前講座、こういったところでの啓発活動、こういったことも減少に寄与してきたものと考えております。

こういった中で、木内議員のほうから防犯カメラの設置ということでございますけれども、旭市の先ほど申し上げました刑法犯の中でも一番多いのは、とにかく自転車盗ですとか車上狙い、こういったものが一番多いという状況もございます。そういった中で、カメラの設置ということでございますけれども、これは設置場所ですとか、どこにどのくらい付けたらいいのかとか、録画データをどう管理するのか、いろいろ、あらゆる角度から費用対効果というものを検討しなければならないということで考えております。

したがって、設置についてはもう少し勉強させていただきたいなということで現在のところ考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） ひとり暮らし高齢者世帯に対して無料で火災警報器を配布できないかというご質問にお答えいたします。

本市では、ひとり暮らしの高齢者に対しまして、すべて無料とはいきませんが、高齢者日常生活用具給付等事業によりまして、火災警報器の助成を行っております。無料の対象者といたしましては、寝たきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者世帯等で、なおかつ生活保護、もしくは前年の所得税が非課税である世帯に給付しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、私のほうから農業問題についてのうちの市内農地の保有状況についてお答え申し上げます。現在、農業委員会におきまして、農家台帳を管理しております。その状況の中からお答えさせていただきます。

市内の農地の合計面積は7,250ヘクタール、7,250町歩でございます。このうち田んぼが4,250ヘクタール、畑が約3,000ヘクタールとなっております。このうちで、旭市内の方が所有、または耕作している農地面積は約6,600ヘクタール、面積比率で約91%になっております。また、旭市外の方で近隣市町村ですね、銚子市、匝瑳市、香取市及び東庄町、3市1町の方が所有または耕作している面積は合計で370ヘクタールでございます。面積比率で約5%となっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業問題の2点目の農業振興地域の見直しにつきましてご質問ありました。お答えさせていただきます。

ご承知のように、農業振興地域の区域指定、これにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律、これに基づきまして、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として、市が県と協議をしまして、優良な農地を確保・保全し、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、農業振興整備計画として区域指定、これを市が定めております。

本市につきましては、合併によります旭市の整備計画の全体見直しというようなことで、県知事との協議が昨年調いまして、昨年4月に全体の見直しを行ったところでございます。

なお、現在の見直しにつきましては、年2回の受け付け、あるいは審査、さらには県との協議を行いまして、個別案件として必要な見直しを行っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、旭市ではどのような形で職業体験、キャリア学習が行われているかという質問にお答え申し上げます。

小学校におきましては、15校すべての学校で6年生全員を対象に、就業密着観察学習、これを「ゆめ仕事ぴったりに体験」と称しておりますが、これを実施し、児童が希望する事業所等で半日程度の職場見学を、また、中学校5校におきましては、2年生全員を対象に、生徒が希望する事業所で3日間程度の職業体験学習を実施しております。

本年度は、小学校「ゆめ仕事ぴったりに体験」におきましては、6年生627名が市内及び近

隣の155か所の事業所にご協力をいただきました。また、中学校職場体験には、2年生627名が、これは同数なのですが、627名が市内及びやはり近隣の261か所の事業所にご協力をいただいて実施をしているところでございます。

事業所等の種類につきましては、農家や一般商店、コンビニ、スーパー、飲食店、菓子店、ガソリンスタンド、自動車販売・修理工場、さらには福祉・介護施設、病院、警察、消防署、市役所などの公共施設であるとか、大変多岐にわたっております。ちょうど12月1日の広報あさひに消防署で実施をいたしました体験活動が広報の表紙を飾っております。きょう持参をしたところでございます。

この体験を通して、多くの児童・生徒がより具体的な職業観や勤労観を持ち、ルールやマナーの大切さを理解し、立場をわきまえた良好な人間関係を築くことができつつございます。

今後も、地域の教育力を生かしながら推進していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、病院が置かれている状況ということについてお答え申し上げます。

当院の役割は、市民病院として、そしてこの地域の基幹病院、それから教育研修病院としてと、大きな三つの役割があるわけでありましたが、先ほど木内議員からご紹介ありましたように、今度この4月23日に新本館が議会の皆様の、あるいは市当局の皆様のご援助で、おかげさまで完成の見込みになっております。これによりまして、病院がより一層機能的になるものだろうと、このように期待しているわけであります。

今、当院は香取海浜地域医療再生計画というものの中核になっております。この地域におきましての4疾病5事業、4疾病というのは、心臓、脳、がん、糖尿病であります。5事業というのは、小児、救急、あるいは災害、周産期、辺地・へき地——辺地・へき地はもちろん入っておりますが、これらの拠点病院になっております。

ということで、だんだん市民病院から、さらに中核病院、拠点病院としての役割がだんだん求められてきているなど、このように考えているところであります。

それで、再生計画におきましては、23年度から地域の中核病院となる旭中央病院に地域医療支援センターを設置して、それで各自治体病院への医師の派遣や医師・看護師等への研修等、地域の医療再生に向けた取り組みがスタートいたします。

ということが現状であります。これによりまして、当病院への過度の集中等が緩和され

ることを期待しているわけであります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問をお願いいたします。

市長は、現在までの思い、今までどおり、その人柄のよさ、これで進めていくことは、これはもう分かっているんですが、あと、議員のときと、マニフェストの話も出ました。市長になる前のマニフェストと市長になってからの感じとは、やはり違う思いがあるのではないかなと、こう推察するんでございます。よく会社でも、専務のときと社長のときでは立場が違うので、全然それが違うという言葉も伺います。ですから、議員のときに言っていたマニフェストと市長になってからの今の考え、全部同じではないと思うんですけども、そういうことはございませんか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 大変難しい質問でありますけれども、議員のときに思っていた自分なりのまちづくりは、総合的な部分はあまり視野に入れていなかった部分があります。市長になってからは、すべてのことが最高責任者としての気配り、目配り、そういったものをしなければならない、そんなような違いがあると思いますけれども、特に一番大事なことは、事業一つをやるにしましても、市民の考え方、目線、そういったものが非常に理解をもらわなければならないと。特に道路問題などは、計画を立てても、きちっとその地域の人に理解していただけるのかどうか、そういった部分は随分、議員という立場とは違くと、そんなような感じを持っているところであります。

そんな、今のところ、感じでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 実は、民主党のことになるんですけども、民主党が政権をとる前に、いろいろ今問題になっています、マニフェストに関して。子育て支援のことであるとか、高速道路の無料化だとか、野党のときはあれでよかったと思うんですね。ところが、いざ政権をとってみると、財源はどうするとか、いろいろ問題が出ています。先日もテレビのアンケートを見ましたら、このマニフェストは守るのが本当なんです、やむを得ないという見方が多いみたいです。あと、新聞にも出ていましたですね。こういう大きな場合には、マニフェスト、公約を破るという言葉は悪いんですが、変更しても、それはやむを得ないんだ

よという意見もあります。

ですから、例えば大きな公約の一つに、中央病院の今のままという、これはもうお気持ちはよく分かるんです、私も。ただ、時代が大きく変わって、今、医療の環境もどんどん変わっていると。先ほどもこのままでいくと言いましたが、これから例えば変わった場合にでも、そのまま市長の性格でいくんでしょうけれども、これは私はその時々に応じて、事情が変わった場合には、それは多少はかじを左に切ってもいいのかなと私は思うので、そういった意味での質問もあるんですが、このことはちょっとあれでしょうが、そういった意味でのちょっと思いを言わせていただいたんですが、今ではなくて、この先もいろいろ、ほかにも病院ではなくてあると思うんですよ、いろいろ、マニフェストには幾らでも書きましたから。でも、それは有権者を、無責任といえは無責任ですが、その事情によっては、分からないで書いた場合もあるでしょうし、そんなにマニフェストに縛られないでも私はいいのかなと、そんな考えを持っているので、ちょっと今言わせてもらいました。どうでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公約、マニフェストの問題について質問がありましたけれども、私は民主党と違って、あまり大きなマニフェスト、公約はしないつもりで選挙戦もやってきました。そういった中で、公約に向かって着々としたこの4年間でやっていきたいと、そんなような思いの中で、今そんなに公約を外れるようなことは少ないわけでありまして、きちっと公約に向けてやっていけるのかなと、そんなような思いでいるところであります。

ただ、中央病院の問題は、この後にも質問があると思いますけれども、経営形態の問題は非常に、時代とともにいろいろな部分があります。ただ、市長、事業管理者だけでその経営形態を議論するということは少し、市立病院ということもありますし、地域医療、100万医療圏人口の中での問題もありますし、そういった部分の中では、きちっと話し合いの場を設けながら、その経営形態については考えていきたいと、そんなように思いますが、当分の間は今、再整備、そしてまたその一連の工事が25年3月くらいまでかかるわけありますので、そのところまではきちっと今の形態、態勢でいかなければと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） その思いは十分理解をしております。

次に、では（2）の今後の市政運営についてを伺います。

これも同じようなことなんですが、先ほども船の船長に例えましたけれども、ほとんどのことは市長がこうだと言えば実現できますよね、だいたいのは。市民体育祭についてもそうですし、恐らく道の駅についても、市長のその思いはみんなに伝わるわけですから、恐らく思ったとおりにはできるでしょう。文字どおり、かじ取りについていくわけですから。

ただ、その場合に、私たちもこんな大事な問題、道の駅も、きのうは課長は金額を言いませんでしたが、恐らくもろもろの話を聞くと、オライはすぬまの1.5倍程度、十五・六億円かなと、こんなことがみんな理解をしているところであります。

それだけの大きな事業をやるのに、私ども議員には何ら、どんな具合にしたらいいとか、こうしたらいいだろうかという相談が全然ないんですよ、話し合うことがないです。この一般質問のこのときだけなんですね、ただただすることができるのは。これが市議会ということがそうなのかなと思います、旧町議会のときを振り返りますと、何か大きな、例えば1億円や2億円の工事でも、議会はよく全員協議会を毎回のよう開催をしてその案件をもみました。ところが、合併して大きな市になってから、私だけではないと思うんです、こういうのを思っているのは。ちょこっと話はありますけれども、それで後は議会に提案されるわけですね、イエスかノーかと。

そうすると、執行から提案されると、なかなかこれは、よく議論してその提案理由を説明されますので、そんなに反対しないで、多少は不満が残っても、決をとるというふうになると賛成に回ります。これからもずっとこういう形でいくのでしょうかね。もし何か、例えばこの後、庁舎の建設だとかある場合に、一応市民の投票を得て、代表として出ている議員なんです、市民の声も後ろに持っていますので。私はそういうのをもっと議会で議論をしたいなど、こういつも毎回思うのでありますが、その点はどうなのでしょうかね。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今ご質問がありまして、私も議員をやっていたもので、そういった部分では十分同じような気持ちを持っていたことはあります。そういったことの中で、今回、道の駅の部分も代表、建設経済常任委員長、副委員長2人が出てくれてもらっているわけでありまして、検討委員会のところに。そういった部分で、議員間の意思の疎通は図っていただけるのかなと、そんなように思うところであります。ほかのいろいろな諮問委員会、審議会、行政委員会、そういった部分では比較的議員の皆さん方、数は少ないわけではありますが、以前、七・八年前に行政改革推進の中で、議員は議会があるというようなことの中で意

見を述べられると。審議会、行政委員会、そういったものはなるべく少なくしようというような方向でありましたけれども、新しい事業をやる場合には、きちっとそういった議員の代表者を入れて検討していただくという気持ちではいるつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど工事費の、オライはすぬまの1.5倍が15億円ぐらいというふうな話がありましたけれども、オライはすぬまの工事費は4億5,000万円ぐらいで、その1.5倍ということは、便宜上、国のほうへそういう計画をするんだというようなことの中で、きのうも申し上げましたように、申請書の手続きの中で、そういった部分で使わせていただいたわけでありますので、15億円というふうな議員からのお話がありますと、その数字が一人歩きしますので、またそういったような大きな事業ということは、極力避けていかなければならないのかなと、そんなようにも思いますので、ご理解をいただきたいと、そんなように思います。

議会とのコミュニケーションは大事にしながら、これからも市政運営をやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 値段の15億円一人歩きということで、これは訂正をさせていただきますが、たしかこの議場内で聞いたんですよ。そんな記憶をしているんですよ。今回は聞いていませんが。それで私は、半分ぐらい、7億円、8億円補助金が出ると。これは作りごとでも何でもなし、皆さんから聞いているんですよ、私は。

それはいいんですが、そのときに、例えば先日、大塚議員からやはり提案が出ました、いいおか荘あたりでやったほうがいいのではないのかと。私もそれなんかは本当にそのとおりでと思うんですが、そういった意見を交換する場がないんですよ。せっかくいい意見で、さすがは若い人はいいアイデアを持っているなど。

実は、この話が出たとき、私たちも有志で、まだ私も行ったことがなかったので、どこでしたっけ、鋸南町の……。

（発言する人あり）

○15番（木内欽市） ばんやに4人で行ったんですよ、車出してもらって見てきました。そしたら、やはりお金をかけていないんですよ。あれは継ぎ足し、継ぎ足しだと思うんですよ。もともと漁師さんが食事を食べるのに始めたような所。行ったら、床はベニヤ、コンパネですよ、ベニヤ、床。それで、くぎは四隅、4本しかとめていないんですよ。本当にお金がかかっていません。メニューは手書きです。そして、ああいうやり方ならお金もかからない

し、それで何か、継ぎ足しして、私らご飯食べたところは、継ぎ足しして、何か、周りはトタンかな……

(発言する人あり)

○15番(木内欽市) ビニールですよ、ビニール。ビニール張ってあるところで、ああいうのがかえっていいのではないかなと。私は道の駅の話ができてからいろいろ見たら、よそにありますね、日本一お客が来る所って、屋根がこんなとんがったりね、すばらしい。恐らくそういうのを想像しているのかなと思って、ちょっと不安になって言ったんですよ。ああいうのを造ったら、きっと十五・六億円かかるなど。遊園施設も造るなどと言っているの、もっとかかってしまうのかなと。それはそれでいいんですよ。いいんですが、そのときに、例えばそこで農産物を発信だとか地域のPRで、ある程度赤字でもいいんだよと、赤字は構わないんだよということであれば、それは示していただいて、それで議会でもんでやってもらいたいんですよ。

コンサル頼んであると言いますが、コンサルはいいことを言うと思いますよ、必ず。例えばもうからないですからやめたほうがいいよって言うコンサルはいないと思うんですよ。こっちがやりたいから頼むんですから。それに合わせて、答えがあって、そこに式を組み立てていくだけでしょうから、入場者が何人来てって、こうやるんでしょうが。ちょっと4億円、5億円かどうかは分かりませんが、仮に15億円もかけてしまった場合、誰だって建物を建てる場合には、私どもだってそうですよね、利回りを計算して、だいたい8.5年ぐらい、9年から10年で元が取れなければ手を出しませんよね、アパート経営でも何でもそうですけれども。

ですから、15億円かけた場合に、1年に1億5,000万円か2億円の利益を出していかないと、やっても合わないわけですよ。そうすると、果たして1日何人来るのか分かりませんが、その辺のところは検討しているのかどうか。

あと、例えば大き過ぎて分かりませんよね。1日1万人来て、どの程度が1万人来るのか、来ているのか分かりませんけれども、それは周りを見て分かると思うんですけれども、だいたいどのぐらいの人数が来るというのを、その辺まではまだ出ていないんですかね、全く白紙ですか。そこをちょっと教えてください。

○議長(林 一哉) 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(堀江隆夫) 議員からありましたように、現在いろいろコンサルの業務の中で、道の通行量、そういうものを検討しながら、施設の、ここでどうだという、いろいろな案を

ひとつ出してみてもというようなことで出しております。その中で、おのずとから、また人数、集客人数も出てくるのかなと。

ただ、今そういう想定をしていますけれども、ちょっと今、手元にはありません。申し訳ありません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 全然ないというのも、これも何かお粗末な気がして。

きのうもちょっといいおか荘の話も出ましたが、市長がちょっとやはり言っていましたが、私も同感なんですが、多少の赤字はやむを得ないだろうと。地域のために残したいという市長の思いだったように受け取っています、私もそう思っています。あれを何だかんだ黒字にしないでやむを得ないなと。

ですから、道の駅も方針を出してもらって、月に500万円ぐらいの赤字ならやむを得ないんだよと、やるんだよと。1,000万円ぐらいまでならいいんだよということであるのか、あるいはあくまでもそこで利益を出していくのか、そういう考えを示さないと、コンサルの言うままに、このままもうかりますよなんてやって、いいおか荘の二の舞になったのでは、我々ももう顔丸つぶれですから、これは場合によっては反対は反対と、これは言わせてもらわなければしょうがないなと、こう思っていますので、その辺はどうですか、お考えはもう決まっていますか。

繰り返します。ある程度赤字を覚悟でもやるのか、それとも、あくまでも赤字は出さないで黒字に持っていくようにやる考えなのか、この道の駅について。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、あくまでも基本調査といいましょうか、調査の段階で、旭市にとって、本当に大丈夫なのかなと、そういった部分を今、調査、検討、研究していただいているわけでありまして、しかし、私の気持ちとしては、今、赤字で新しく始める仕事を覚悟の中でやるということは想定はしていませんので、少しでも返還をして、どういう経営形態になるのか分かりませんが、その中での採算性はプラスに抑えていただかなければならない、そのために今どういう方法でどういうところでどういう形態でいくかということを今、研究していただいているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひそういった方向でお願いしたいと思います。別にやるのかなとか反対

ではありません。やる以上に成功させなければならないし、私なんかもいろいろな資料をやはり見えていますよ。実は……、これは次の質問に移りますから。例えば観光客が何人来るのかな、果たして。銚子市には今年度に220万人来ているそうですね。ですから、帰りにその人たちが100万人寄ってくれば、道の駅は採算に合うのかなと。200万人来てくれば、逆に物すごいもうかってしまうのかなと、いろいろなことを考えています。ですから、そういったルートも考えて。恐らく、鹿嶋市、香取市とか回って銚子市へ来て、その人たちが飯岡を通って、旭市を通っていつてくれないと駄目なんですよね。あのまま、また51号に帰られてしまったり、あるいは木更津市のほうへ行かれてしまっはもうしょうがないわけですから、そのルートをよく考えないと。

それで、雑談になりますが、例えば銚子市の市議会でも先般、やはり道の駅の質問が出たそうです。焼却処分場のメリットと還元ということで、道の駅を造ったらという議員からの質問が出ています。ですから、銚子市に焼却処分場の余熱を使って大きな温泉施設のようなものができてしまうと、銚子市にできて、匝瑳市にあつて、多古町にあつてという、これは幾ら頑張つても、利益を出すのは難しいと思いますよ。農家から2割ぐらいの手数料を取っただけで、それで運営できるなんて、とても考えられませんので、そこを十分に検討していただきたい、また、そういう席にぜひ我々議員も、委員長が行っていますけれども、こういうのは議員でお互いに意見を出し合つて、自分たちの意見を持ち合つて議論すべきものだなと、このように考えておりますので、ぜひその機会を作っていただきたいと、このようにお願いして次の質問に移ります。

まず、防犯カメラの設置の考えは今のところはないというようでございますが、たしか旭市は発生は、凶悪犯は少ないですが、でも、過去にはあつたでしょう。金融業者が、子どもあれも殺されてしまったというのがなかったですか、たしか凶悪な事件ね。あれも犯人は捕まっていないますよ。そうすると、そういう凶悪犯がまだこの辺にいるということは、非常に怖いことなんですよね。ですから、そういった意味もあるんです。先ほど言つた幼女の殺害事件だとか、資産家が狙われるとか、いつ起こつてもおかしくない、旭市であつた起こつてもおかしくない問題なんです。

ですから、そういった意味でのために防犯カメラ、これは幾らでもないんですから、設置をしていくかなという考えなんです、今現在、市内で公共施設、ここの駐車場にもあるようですが、そういったところに防犯カメラは何台ぐらい設置してあるか、ちょっとお聞きします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 市内に防犯カメラ、公共的なところということで限定をさせていただきますと、市役所、それから市役所第2庁舎、それから水道課、下水道課、建物が別になっている庁舎がございますけれども、あるいは支所、国民宿舎、大原幽学記念館、総合体育館、飯岡福祉センター、クリーンセンター、ここまでで41台ほど設置してございます。このほかに、中学校、小学校、これは新しいところは門等についているという状況でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、このようにもう結構、公共にやってあるんですよね。ですから、よくプライバシーの云々と言いますけれども、隠し撮りはいけませんけれども、防犯カメラ作動中という大きな札か何か下げていけば、一切問題ないわけで、かえってそれが犯罪の抑止力なるわけなんです。私なんかは先日までこの駐車場に防犯カメラが設置してあるのが分からなかったんですよ。研修に行くときにここに車を置いていって、荒らされないかなと言ったら、大丈夫ですよ議員、ここには防犯カメラがありますからって聞いて私らが知った程度で、こういうのはもっとオープンに知らせていいと思うんですよ。防犯カメラ41台、そのほかに駅とかにもありますよね。駅に全部あります。ですから、旭市は防犯面でも充実しているよと、犯罪を犯す人もあそこに行ったら危ないから、緩いところへ行こうなんて、これはよそに行ってもらえればいいという話ではないんですが、日本一安心で安全なまちづくりをつくる旭市ですから、防犯カメラ、ぜひ目下、もう少し付けるようなところがあれば、これは検討していただませんか。

例えばアパートの入居者を募集するのに、キャッチで、防犯灯近くにありますがというのが、これが一つのチラシに入れている業者もいるんですよ。防犯灯が近くにありますが。ですから、防犯カメラがあれば、独身の女性なんかも入るときに、やはり安心感があると思うんですよ。特に親御さんなんかは今、いろいろな犯罪が増えているので、安心なアパートに住まわせたい、安心なまちに住まわせたいと思うのが、これは当然なんです。

余談になりますが、川を挟んだ隣の市では、やはり凶悪な殺人事件があつて、死体があるまま事務所の前にわざと放置してある。凶悪ですよ、もう。それでも犯人は捕まらない。ですから、どこどこ市は怖いまちだねという話を聞くんですよ。そういう評判が立ってしまうと、逆に今度、1人で住まわせるのに不安になりますよ。行ってみたらそんなに怖いところでないんでしょうが、あそこの市はいろいろ怖い人たちがいるから怖いまちだと、こういっ

た面もありますので、やはり安全面のために、ぜひご検討を願いたいと、このようにお願いしたいと思います。

続いて、火災報知機の推進についてですが、これは先ほども言いましたが、意外と少ないんです。そして、もうご存じのように、緊急雇用対策で2名の今度、県が採用した職員が常駐して各家を回りますね。当然回るんですが、そのときに日本一安心して安全なまちづくりとうたっていて、警報器の設置率が20%ぐらいでは、これはちょっと格好がつかないですよ。これは当然公表されるでしょうから。それで、市長も消防団上がり、防犯の第一線にいた方で、それで旭市が日本一安心・安全と言っておきながら、20%台で各市町、当然これは発表になるわけですから、その前にぜひ、高めるために、先ほど高齢者のところへ行くと言いましたが、それもやっていただければと、このように思っの質問なんですが、ご回答をお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 私のほうで、ひとり暮らしの高齢者という形でお答えさせていただきます。

すべての方という形でやればいいんでしょうけれども、介護給付費も現在、増嵩しておりますし、それからこの火災警報器、この重要性というのは認識しておるんですけども、当然ひとり暮らしの高齢者の中で、さまざまな、例えば配食サービスであり、あるいは紙おむつの支給でありというのが、いろいろな面が優先順位があろうかと思います。これについて今現在、今年の1月ですか、実施しましたアンケートの調査等でのご要望等も加味しまして、さらに検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 実は、ランキングを上げるのに、火災の件を下げるのが重要だと言っています。ですから、私ども、その姿勢にのっとして、一生懸命火災を減らすように努力しています。

昨年の末から乾燥注意報が何十日も出っ放しにもかかわらず、幸い、まだ建物火災は2件です。これは団員に回ってもらったり、防災無線で流していただいたり、啓蒙している成果だと思っております。そして、幸いなことに旭市では、発生件数はあるんですが、建物火災による死亡者は19年以来出ていないんですよ。自殺とかで、車の中で焼身自殺、これは別ですよ。建物火災による死者というのは、たしか19年以降出ていないんですよ。非常に少ない

と思うんです。これは消防長、近隣の状況が分かりましたら、ちょっと教えていただけますか、死亡者の。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 木内議員おっしゃるとおり、当旭市におきましては、平成19年10月以降3年余り、住宅火災による死者は発生いたしておりません。これは、近隣の市の状況を見ますと、匝瑳市では平成20年に2名、21年に2名、銚子市では20年に8名、21年に2名、香取市では21年に2名の建物火災による死者が報告されております。

住宅用火災警報器は火災の早期発見に有効でありますので、さらに設置促進に向けて努力してまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございました。

火災報知機、予算の面と言いましたが、今、だいぶ安くなって、きのう、ホームセンターで見たら、安いのは1,000円台なんですね。それで、高いやつ、ブザーのほかに「火災です、火災です」という音声付きのやつでも2,000円台で買えるんですよ。ですから、例えば75歳以上のお年寄り、何軒あるか分かりませんが、独居老人だと恐らく100軒か、そんなものしかないと思います。100軒台だと思うんですよ。ですから、1年に20軒ずつやったら、金額は幾らでもないんですから、ぜひ検討をよろしくお願いします。

恐らくこういうことを旭市がやっているということで、これは大きなアピールになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、農業問題。

農地の保有状況、意外と地元の人を持っているんだなということで安心をしました。というのは、旧町のときに、清滝工区の耕地整理をやったんです。そうしたら、清滝工区の200町歩のうちの2割か3割は当時の銚子市、旭市の人が地権者だという話を聞いたんです。今、合併して旭市になりましたからこういうことになったんでしょうが。

というのは、何でかというと、銚子市の方々は高く売って、1反歩売ると、1町歩も買えたんですね。そういった意味で、（2）の農振地域の見直し、旭市でもし見直すべきところがあれば、これを見直して、優良農地はやむを得ないんですが、例えば中央病院の近くであるとか商店街の近くでも、農振がかかっている、何の使い道もないというようなところは、これを外して、その方に今度、大規模な水田でも買っていただければ、こんな思いでの質問

ですが、農振の見直しについていかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 確かに議員のほうから以前、清滝地先でそういう銚子市の方という、そういうのは聞いた覚えがあります。多分、税制面の優遇を受けるということで、例えば土地を売りっ放しだと税金がかかる、それを新たに代替地を取得することによって、課税上の特例を受けられる、事業用資産の買い換えという、そういう税の特例を受けるためにという部分でも聞いております。そんなこともいろいろ思いがありますけれども、その中で農振の見直しを積極的にしたらという部分だと思います。

ただ、農業振興地域、これは農業をやっていく上では必ず必要だということでご理解いただきたいと思います。例えば農業振興地域の農用地区域内、これを農地の売買等を行って担い手、認定農業者等に農地が集積される、その場合は、実は税制面で逆に800万円まで課税の特例、実は税金がかからないという、そういう施策。これはあくまでも農業振興地域の農用地区域でないと駄目だという、そういうものがあります。あるいは、公共事業をするときにも、すべて農振の農用地区域外という、それがひっかかってきます。農業を営む上で、必ずこの農振という部分が必要だと、そういうご理解をいただきながら、とはいいいながら、将来とも守っていくべき農地、あるいは、これは逆に農地としてどうなのかなと、それはよく担当課でわきまえながら、将来守っていく農地は守っていく、場合によって、開発すべきところは開発すべき、そういう順序立てを立てて対応していきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

それでは、続いて教育問題について。

先ほど、課長さんのほうからいろいろな職場、261か所、そして病院という答えもありましたが、病院はどのような学習をするのでしょうか。分かったら教えてください。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、お答え申し上げます。

病院関係であります。市内、中央病院をはじめとする四つの医療機関で、本年度は7人の児童・生徒が施設や仕事の見学のほか、指示を受け、また指導を受けてのお手伝いなどを体験させていただいているところでございます。

いずれにしても、市民の大切な命を預かっていただいている病院でございますので、ご協力をいただける範囲の中で体験をさせていただいていると、このように考えております。以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 何で病院のことを聞いたかというところ、この間、テレビで見たんです。体験学習で、たしか中学生だと思うんですね。レーザーメスか何かで鶏を切っているあれを体験させてもらって、そうしたら、その子どもが将来お医者さんになりたいと目を輝かせて言っていたんですね。ですから、そういうのを体験することによって、大きな中央病院でもしやっていただいて、1人でも2人でもいいから医者になりたい、あるいは看護師になりたい、そういう子どもができてくれればなどの意味での質問だったんです。

ですから、これから例えば小さいころ見ましたね、野口英世の伝記ですか、小さいころやけどをしてしまって、手が動かなくなって、そうしたらそれを手術してくれたお医者さんがいて、手が動くようになって、ああ、私も医者になりたいんだと。でも、家が貧乏だったんですけれども、先生が学費を出してくれてお医者さんになれたと。野口英世までいかななくても、中央病院で体験をして、ああ、やっぱりお医者さんに僕なろうという人が出てきてくれたらなど、こんな思いでの質問なんです、こういうことは、病院は忙しいから無理なのかなと思うんですが、そういった意味での質問でした。もしできたら、またお願いしたいと思います。

それで続いて、次に病院が置かれている状況ということで院長さんからご答弁をいただきました。

やはり中核病院ということで、これからますます重要性を増すことと思われれます。そして、新病棟が完成しましたら、恐らく今度、患者さんがいっぱい集中して来てしまうのではないかなと、そんなふうに素人なりに心配するんですが、私なんかやじ馬ですから、どこかで新しい店が開店したら、買わなくても行ってしまう傾向があるので、そういった意味で、病院の見学受診といいますか、そういうので過去に新築して患者が急に、外来が増えてしまったとか、そんなことは病院ではないんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それは、想定内になっております。そういうこともあるかもしれません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうしますとかえって、今でもお医者さんが忙しいのに、なお忙しくなってしまうと、医師や看護師はじめ職員の皆さんにいろいろ、これ以上負担がかかってしまうのではないかなと、こんな心配もするんです。

それとあと、先ほどの教育のあれなんです、例えばこれはお医者さんのことはお医者さんでなければ分からないし、病院のことは病院でないと分からないからちょっとお聞きするんですが、例えば子どもが医者になりたいと。でも、学費が、お医者さんになるのにはお金がかかるので足らないと、そういったような場合に、昔は将来の看護師不足を見越して、諸橋院長は看護学校を造ったと聞いていますが、先見の明があつてすばらしかったなと思うんですが、これから将来的にそういうお医者になりたいという子どもがいた場合に、奨学金のようなものを出せるんですかね。そういうことをやっている病院があるのかどうか、もし分かったらお教えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、大学に入学する時点では、千葉県が地域枠というのがありまして、国立大学、私立大学問わず、将来千葉県で勤務していただける方にはそういうお金が出ております。それから、あとは自治医科大学に行く場合は学費から出ております。それから、産業医科大学、それから自衛隊ですね、防衛医大、こういうようなところはみんな、全部学費が出るようになっております。それから、それより以下の高校、中学になりますと、私はちょっとそういう事例は存じ上げません。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうしますと、これはあとは市長のほうにちょっとお尋ねしたいんですが、例えばそういう子どもができた場合に、市としても少しぐらいは今度は面倒見てやろうかなと、そういうのもできたら、やはり旭市はお医者さんの育成、あるいは看護師さんの育成にも理解がある市だということで、よりいいかなと思うんですが、そちらのほうはちょっとお考えいただけないでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） やはり中央病院を持っているという中で、先生方が一番中央病院で勤務

をするということで不安に思っていることは、子どもたちの大学進学だという話はずっと以前からあるわけでありまして、そういった部分の解消といいたいでしょうか、そういったものは、中央病院とよく相談しながらやっていかなければならないのは事実でありますけれども、これは教育の中での話で、県の教育庁とも詰めなければならない部分であります。

旭市としましては、教育委員会の中に奨学金制度ということがありまして、そういった部分の中でできる限りの応援はしたいと、申し込みがあれば、きちっとその対応ができると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、最後の病院のこれからのあり方について市長にお尋ねをしたいんですが、ご存じのように、旭中央病院は昭和54年か55年ごろだったと思いますが、公営企業の全部適応、周りの病院よりいち早く取り入れました。これは、当時の市長、町長、あるいは病院議員の方々の英断だと思います。当時は画期的なことだったと思います。それで病院を任せたことによって今の中央病院があるということは、誰もこれは認めるところであります。

ですから、それからもう月日がたって、今はもうここへ来て、やはり新たな経営形態、市長にとっては嫌な質問なんだろうと思いますが、もうそういう時期に来つつあるのではないのかなど。かなりのところが独法にもう移行しています。ということは、独法に移行したほうがいいことがあるんだなということは、何となく認識していただけるんだろうなと、中央病院は別にしてですよ。そういうところのお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来質問がありまして、独法の問題、経営形態の問題ありますけれども、この経営形態の問題は、2年、3年くらい前ですか、病院の経営形態のあり方検討委員会というものができまして、その中でも独法の問題はかなり議論をしたわけであります。そういった中で、当分の間は公営企業法全適でいくのが一番いいと、今、再整備をやっている中で、ほかのことは考えないで、今の経営の中で黒字がずっと続いている中でやっていこうというような思いで私も就任以来、そういった考えでずっと通しているわけでありまして、木内議員の言う、大塚議員からもきのうありましたけれども、時代は大きく動くわけでありまして、そんな中で、これからの中央病院のあり方、そういった部分は、やはり事業管理者も含めて、市の執行部、あるいはまたそういった話し合いの場を作って検討してい

かなければならない時期は近いうちに来ると思いますので、そのときになりましたら、改めて皆さん方にご理解をいただきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ぜひよろしくお願いします。

実は、財務省、総務省両省は、地方交付税を5年ぶりに減額すると発表いたしました。ご存じのように、地方交付税は所得税の32%、あるいは法人税の34%、国税5税の一定割合を地方にくれるやつなんです。これがもう国が財源が上がらないということで削減ですね。今、たしか中央病院も1ベッド当たり70万1,000円でしたっけ、それを合わせて、合計19億円ぐらい来ていますよね。ですから、それがこの間の研修会で聞いた、これがいつ来なくなってもおかしくないというんです。自治体病院だけこういう手厚いやつは、これから続くとは限らない。ですから、19億円が来なくなったら大変なことになりますね。今は来ていますけれども、民間の病院は来ていないわけですから。そういった場合には、そういうことを想定して私たちはこうやって今言っているんですが、そういうこともある程度頭にあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、私がどうこうという話ではありませんで、私は市長の指導の基に、そのとおりやるということでやっておりますので、今のところ、どうこうという考えはございません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 市長にお尋ねしたんですが、市長もあれでしょうから、最後の質問。

実は先般、旭ネットきらめきで病院機構の理事長を呼んで研修会を開きました。そのときには議員さん、党派・会派を超えて大勢の議員さんが参加してくださいました。合計17名。そして、参加できなかったけれども、先生の飛行機代の足しにしてくれということで、会費をくれた議員さんもいらっしゃいました。参加した議員さんは皆さん方、いい話が聞けたと、こういうお言葉をちょうだいいたしました。

市長にお尋ねします。旭ネットきらめきが行ったこの研修会に対して、市長は今どのような考えですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのことについては、どんどんそういった部分で研修はしていただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。
一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。
（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保。

発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。今回私は、4項目、5点について質問をいたします。

初めに、昨年6月の定例会で質問をしました高齢者や障害者などの安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医、薬剤情報提供書の写し、持病などの医療情報や診察券の写し、健康保険証の写し、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、救急時により迅速な救命活動ができる救急医療情報キットのその後の調査研究はどれだけ進んだのかお聞きいたします。

次に、最近、読み聞かせ運動など、良書を読み聞かせ、親子のスキンシップにとどまらず、聞く力、想像力、言葉の発達に大きな効果を発揮すると言われております。また、昨今、活字離れを取り戻し、子どもたちにとって豊かな心をはぐくむために、本や絵本を通して耳と目と心で体験することが10歳までに極めて大切だとされております。

そこで2点目は、旭市公民館、市民図書館について、何人ぐらいの利用者がいるのか、利用状況を伺います。

3点目に、温暖化が叫ばれる近年、各地で集中豪雨の災害が増えております。この地方も

例外ではないと思いますので、1点、冠水箇所の想定マップはあるのでしょうか、伺います。

次に、一昨年 of 総選挙で政権が変わりましたが、現在の不景気に対して、目立った景気対策を打ち出しておりません。このままでは、地方の景気はますます悪化し、企業経営は倒産さえ起きてくるところもあると思います。働くところもなくなり、税収も減ってくると思います。

そこで、不景気のときに市内の業者をどう守り、体力をつけさせていくのか、この点も行政の役目であると思いますので、4点目に、市内業者の育成について、2項目お聞きします。

1項目めは、市が発注する事業、また物品などを含めて、市内・市外業者の割合はどのようなになっているのでしょうか。

2項目めに、対応はどのようなになっているのか。いわゆる入札の種類、また金額の制限など伺います。分かりやすくご説明をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 救急医療情報キットの整備状況につきましては、県内の各消防本部を通じまして調査をいたしました。

調査結果としましては、消防本部で実施が1本部、市町村で実施しておりますのが7市、そのほか地区自治会で実施が4市となっております。また、今後実施する、実施に向けて検討するというのが5市町でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、図書館についてのご質問でございます。利用状況ということですので、お答えを申し上げます。

図書館につきましては、市民会館の1階部分を図書館として使わせていただいておりますけれども、このほかに各公民館にも図書室がございます。したがって、図書館並びに公民館の図書室の利用状況をそれぞれ平成21年度、それと平成22年度につきましては昨年の12月31日までの数値につきまして、貸し出し人数と貸し出し冊数につきましてご報告を申し上げます。

まず、貸し出し人数ですけれども、平成21年度を申し上げます。総貸し出し数は3万3,804冊でございます。その内訳ですが、図書館につきましては3万512冊、海上公民館の図

書室につきましては2,725……、失礼しました。ただいまの数字は人数でございます。貸し出し人数です。すみません。平成21年度総貸し出し人数が3万3,804人でございます。図書館につきましては、3万512人、海上公民館の図書室につきましては2,725人、干潟公民館の図書室につきましては342人、ユートピアセンターの図書室につきましては225人でございます。平成22年度、12月31日までですけれども、総人数が2万5,924人、図書館のほうは2万3,389人、海上公民館の図書室が2,082人、干潟公民館が236人、ユートピアセンターが217人でございます。

次に、貸し出しの冊数ですけれども、平成21年度総冊数が11万1,258冊でございます。図書館につきましては10万1,600冊、海上公民館が8,242冊、干潟公民館が859冊、ユートピアセンターが557冊という内訳でございます。平成22年度、12月31日現在を申し上げます。総冊数が8万4,763冊、図書館がそのうちの7万7,312冊、海上公民館のほうは6,449冊、干潟公民館が509冊、ユートピアセンターが493冊という内訳でございます。

次に、蔵書につきまして、少し報告をさせていただきます。平成22年12月31日現在で申し上げます。旭市の図書館につきましては8万6,484冊、海上公民館が1万8,509冊、ユートピアセンターが5,249冊、干潟公民館が4,717冊、4館合わせまして11万4,959冊が蔵書数でございます。

なお、最近の貸し出しの傾向でございますけれども、小さいお子さん連れのお母さん方が非常に多いという傾向がございます。また、本のほうは約7割の方が一般の方の貸し出しでございますけれども、やはり熟年の方のご利用が非常に多いということで、最近増える傾向でございます。

このほか、先ほど読み聞かせのお話が出ました。お話の時間ということで、月2回設けさせていただいております。幼児及び小学校低学年の子どもさんを対象にいたしまして、本の読み聞かせを行っております。この利用についてでございますけれども、平成21年度につきましては20回行いまして274人、平成22年度は12月31日現在ですけれども、14回行いまして214人の参加がございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、大きい3点目の項目の中の（1）で冠水箇所の想定マップはあるかというご質問でございます。

市では平成18年度におきまして実施いたしました旭市防災アセスメント調査業務、この中

で過去の浸水箇所を図面に記した、いわゆる資料としてのものはございますけれども、伊藤議員ご質問の冠水箇所の想定マップと言われるものは、現在、所有いたしておりません。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からは4番の市内業者の育成についてということでお答え申し上げます。

まず、入札なんですけれども、本市の入札、それから契約、これは地方自治法234条の規定によりまして、原則一般競争入札により実施しているというのがまず前提としてございます。それで、昨年6月からは130万円以上の建設工事につきましては、ちば市町村共同利用電子調達システム、これを利用いたしまして、入札の透明性・公平性の確保、事務の効率化、入札参加者の利便性の向上を図っているところであります。

ご質問の市内・市外業者の現在の割合ということでございますが、22年度の財政課の扱いの工事、それから物品、委託等につきまして、数字をお答えしたいと思います。

まず、建築土木工事、いわゆる工事ですけれども、今現在、134件発注しておりまして、このうち市内業者が129件、96.27%になります。市外は5件でございます。

次に、物品でございますが、財政課の扱いは35件ございまして、これは市内が7件、市外が28件。ただ、これにつきましては、80万円を超える物品の購入というのが一つありまして、その部分、財政課のほうに依頼を受けるということがあります。それで、各課扱いの消耗品等、これは市内業者がほぼ受注しているというようなことを伺っております。

それから、業務委託ですけれども、これは75件、このうち市内業者は25件、これは33.33%ということになります。特に市外が業務委託が多いのは、環境関連等の部分がやはり市内に業者があまりないということで、しかも金額の大きなものということであって、そういう形にはなっているのかなと思っております。

次に、（2）の入札についての種類ということでございました。これはもうご存じのとおり、一般競争入札、それから指名競争入札、随意契約。これは、随意契約というのは、いわゆる見積もり合わせでございます。これがございます。特に一般競争入札は、冒頭申し上げましたとおり、今は電子入札の取り扱いで、事後審査方式のものが中心となっております。それで、指名についてはほとんど実施していないんですけれども、特殊な案件、それから業者数のないもの、これについてはそれでお願いしている部分があります。物品等で4件、委託で3件ほどあったというふうに記憶しております。あと、随意契約、これは金額が次の額を超えないものというのがまず規定されておりますので、それを申し上げますと、工事製造

の場合130万円を超えない、130万円以下が随契ですね。それから、物品購入の場合は80万円で、物品の借り入れの場合が40万円、それから業務委託の場合は50万円で、当然これによる場合でも見積もり合わせをやるように、年度当初の契約事務の職員の研修会等をやるんですけども、そういう中でも説明をしているところであります。あと、そのほか特殊な事例等、幾つか法律の中では規定されておりますけれども、そのような形で実施しているということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

1点目の救急医療キットですけれども、これは全国で取り組みが始まっております。何例か言わせていただきますと、静岡県伊東市、これは昨年10月に配布を実施しました。また、九州、大分県の豊後高田市でも昨年11月に実施されました。

参考までに新聞を読ませていただきますと、大分県豊後高田市は昨年11月から高齢者や障害者に救急医療情報キットを無料配布しております。対象者は60歳以上の市民や障害者に配布を希望している者。申請が必要だが、70歳以上の高齢者には市の任命を受けた推進員が直接訪問し、キットの配布や趣旨説明を行っている。市担当者によると、実際にキットがあったことで、素早い医療処置が施された事例があり、早くも成果が出ていると、こういうふうに書いてあります。また、配布をされた夫婦ですね、74歳、69歳の夫妻は、身近に家族がいても、いざというときに正確な情報が伝えられるかは不安。このキットがあれば、安心ですと、こういうふうな記事が載っておりました。

旭市ではこの60歳以上の独居老人、これは855人から900人と聞いております。これは二・三年推移しているという数字でございます。また、老人2人だけの世帯数、約200世帯あります。今後増えてくることは明らかであります。

救急搬送した場合、親族への連絡というのは、今現在どういうふうに行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、お答えします。

ひとり暮らしの高齢者、この方を救急搬送した場合、親族等への連絡につきましては、本人から連絡先が聴取できるときは救急隊から直接連絡をとっております。本人より聴取でき

ないとき、連絡がとれない場合には、地区の民生委員さん、または執務時間内には市役所高齢者福祉課へ連絡をとっております。また、緊急通報装置設置登録者の通報時の連絡手段は、登録書に記載されております親族、または協力者に連絡をいたしております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 今、民生委員さんというお話がありました。夜中でもこれは実施されると思うんですけれども、夜間とか休日の初めとか倒れた場合に、やはり多少連絡が遅れると思うんですね。その点考えても、この救急医療情報キットというのは画期的ではないのかなと、このように思います。

隣の匝瑳市も、4月からできるよう予算がついたとお聞きしました。国のほうから地域福祉計画を策定するような通達が出ていると思います。もう既に今月始まると思うんですけれども、この一環としてできるようになったと匝瑳市では言っております。

旭市では、この地域福祉計画というのはどういうふうになっているのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えを申し上げます。

地域福祉計画につきましては、子どもからお年寄りまで、要支援者にかかわらず、すべての皆さんが安心して暮らしていける地域をいかに作っていくかということを総合的にまとめていく計画でございまして、新しい計画が24年度から5年間の計画をスタートさせる予定で、23年度にその策定の業務を進めていく予定になっております。

そして今、議員さんのお話にもございましたように、そういうキットを使って安心できる、そういう地域での、それも見守りの一つかもしれません。そしてまた、救急医療のための施策の一つということで、かなりその部分の導入については、検討ということについては必要性があるかと私自身は考えております。

したがって、他の市での導入の状況等を参考にさせていただきながら、また、防災担当、そしてまた消防、高齢者、それぞれの担当と十分に協議を進めながら、この計画の中でどのような表記の方法がいいのか、そしてまた、どう進めていけばいいのか、それらを具体的に検討をさせていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 1項目めの最後ですけれども、高齢者や身障者が安心して暮らしてもら

う一つの方途として、この救急医療情報キットがあります。高齢者、障害者に思いやりのある市長の英断を伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、社会福祉課長のほうから話がありました。本当に検討するに値をするというようなことでありまして、私も同感でありまして、その導入の方向に向けて、近隣の市町、そういった導入されたところの状況を調査しながら、市内の高齢者、そしてまたひとり暮らしの独居老人、あるいは民生委員の皆さん方のご意見を聞きながら検討を加えていきたい、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 300円という安価ですので、ぜひよろしく検討のほうお願いしたいと思っています。

次に、2項目めの市民図書館ですけれども、駅前にある旭市の市民会館ですけれども、これは立地条件も非常によくて、大変親しまれているわけでございます。利用者から、古くて図書館も狭いので、何とかならないかという相談がかなり寄せられているわけでございます。

行政改革推進課が示された生涯学習関連施設の中に、この旭市民会館の廃止という部分がありまして、その後に、その項目にこういうふうに書いてあります。市の玄関口である旭駅前におけるシンボルとしての役割もあり、今後も存続させることが求められております。しかし、築後45年経過による老朽化に加え、耐震診断も未実施なことから、廃止に向けた検討を行っていくとともに、旭地域におけるコミュニティ活動の場として、生涯学習、それから図書館、児童館など、さまざまな機能を併せ持った複合施設など、新たなシンボルとなるよう、建て替えを含めて検討を行っていくこととしますという、そういうことが書かれておりました。

そこで、今お聞きしましたけれども、図書の貸し出し総数ですけれども、かなりに上っております。また、利用者もかなりあるということです。最近では、シルバー世代も利用者が増えてきていると、このようにお聞きしました。利用者の思いもありますので、旭市民会館を今後どうするのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、行政改革の中での話を伊藤議員が言っていました。私も同

じような考えを持っておりまして、旭駅前通り、今、もう少しで終わろうとしております。しかし、旭駅へおりた市外の方々が、案外と閑散としている旭市、これにぎわいがあるのかなというような感想を持っておりの方がかなりいるというようなことの中で、やはり旭市の顔ということもあります、玄関ということもありますので、駅前の活性化といいたいでしょうか、そういった部分ではなくてはならないシンボリックな建物だと、そんなようにも思っているところでもあります。

そんな中で、45年が過ぎ、利用者は、確かに今、伊藤議員が言われましたように、東部図書館があるわけでありまして、そういった子どもたちやシルバー世代の方々は、あの市民会館の図書館のほうがかえって利用が多いということでありまして、そういった部分でも、図書館としても必要ではないのかなと、そんなような思いで、今、シンボリックな駅前通り、そういった部分も含めまして、複合施設として何かできないものかなと、そんなような中で、今、検討を加えているところでありまして、これから議員の皆さん方もいろいろな面でお力をおかりしまして、駅前のひとつの活性化のためにご協力いただければありがたいなど、そんなように思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ市民の、利用者の気持ちを汲んでいただきたいと、このように思います。ぜひ検討をお願いします。

3点目に移ります。

これは掌握はしているとは思いますが、道路の冠水箇所というのは何か所ぐらいあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路の冠水する箇所の把握についてですけれども、冠水する箇所につきましては、職員によるパトロールとか、市民からの寄せられた情報によりまして、すべてとは言いませんけれども、だいたいは把握しております。

冠水する場所ですけれども、一時的な冠水する場所が多く、ほとんどは1時間以内に冠水しているというのが現状でございます。1時間ぐらいで冠水するといいたしても、生活する上では不便を来すことになりますので、排水が早くできるように排水整備を進めていきたいと思っております。箇所に関しては、かなりの数がございまして、正確な数というのはちょっと、数はちょっと分かりませんが、大雨が降るたびに冠水する箇所は行っておりますので、

だいたいの箇所は把握しておりますけれども。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 道路冠水というと、市民が常に使う道路なんで。よく地方に行くと、1時間に何ミリ降ったらこの道路は冠水しますよというような、そういった看板ですか、そういったものをお願いしたいなと、このように思います。

以前、道路側溝の排水能力ということで聞いたことがあるんですけども、1時間に55ミリの降雨を想定した設計であるというふうにお聞きしました。銚子気象台の資料、これは1986年から1時間の最大雨量55ミリを超える雨が頻繁にあります。特に2005年以降、55ミリを超えているわけですね。ほとんどが最大で55ミリを超えているものなんです。この道路側溝の設計の見直しというのが必要になってくるのではないかなというふうに考えているんですけども、その道路設計の必要性というのは、変える必要性というのは考えているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 道路側溝の敷設替えということですが、大きな幹線的な排水路とかそういったものに関しては、流域面積だとか土地利用状況とか降雨量とか計算をして断面の大きさを決めておりますけれども、市内にあります側溝に関しては、そこまでの精査はしてはございません。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この2005年以降、1時間に55ミリを超えるというのはずっとあるんですけども、時代がどんどん変わってきています。また、気候の変化というのはすごい勢いで変わってきておりますので、その辺で幅を広くするとか新しく造るときにはこういう設計に今度はしようとかという、そういう考えのもとでこれから進めていただきたいと、このように思います。

次に、入札の件でございます。

ほとんどの業者が市内業者で占めているということでございます。当然、1回目の質問でも触れましたが、不景気のときにある程度縛りを緩和して、市内の業者に受注をしてもらうという、もちろん企業努力というものを当然行ってもらわなければなりませんけれども、見積もり合わせとかそういった部分では、130万円以下とか80万円以下とかという、そういうものがあります。これをもう少し緩和させていただいて、市内業者になるべく仕事を与えて

いただけたらなというふうに思いますけれども、その点はどのようにとらえておりますでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 建設工事、いわゆる土木工事等につきましては、市内業者数、相当ございまして、競争がきちんと保てるということがあれば、旭市内に本支店を有するものという形で指定してやっておりますから、そういったこともありまして、特に建築・土木工事につきましては、96%を超える市内業者が受注しているんだろーと思います。

あと、物品等も特殊なものもやはりございますので、そういったもの以外はできるだけ市内の、先ほど申し上げました随意契約の中での見積もり合わせ、そういったところは、いわゆる消耗品関係ですね、そういったものは今も市内を使っているという状況にあるということでございます。

あと、この金額の要件につきましては、これは政令で定められておりますから、これを緩和することは、ちょっと難しいかと思えます。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ほかの自治体になるべく市内業者を使うようにということで通達を出していることを伺いましたけれども、旭市では各課に対して通達をしているのでしょうか、それをちょっとお聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政課が契約事務を依頼して受けているもの、それはやはり一定規模の金額のものになります。先ほど申し上げたように、工事については相当数市内業者でやっていると。あと、各課で直接調達するような物品、そういったものは市内でということもあるんだと思うんですけども、これも現実には市内でやっておりますし、あと、契約事務については、年度当初にきちんと各課の会計処理を行う職員、それから庶務機能の担当等に説明をしながら、こういう形でお願いしますというのは実際にしております。ただ、その中で市内と特別に限定しておるわけではございません。その中で見積もり合わせができれば、当然市内でやっていただくということが前提にあるということで、うちのほうは理解しております。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 旭市の業者さんが他の行政に行くと、そういうふうと言われて、仕事が市内だけになってしまうというような、そういった逆効果もあるわけですね。であれば、やはりしっかりと、なるべく市内業者を使うような、そういった考えで緩和してやっていただきたいというような方向でなければ、この不景気のときにどんどん寂れていってしまうのではないかなと思います。活気が出るには、やはりこういった業者さんを育成していかなければ、当然のことながら、市内の活性化も含めてできないのではないかなと、こういうふうに思いますので、そのところをちょっとお考えをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 4番、日本共産党、太田將範でございます。ただいまから一般質問を行います。

まず第1に、旭市発注の公共工事について質問させていただきます。

市長は、予算編成について、マスコミの取材に対して、公園整備等が終結し、今後は継続事業以外の大きな工事はやらない、着実に市債を減らしていきたい、こう述べております。私も全く同じ意見でございます。旭市におきましては、合併による有利な事業ということで、この5年間、投資的経費が急増しております。これらの社会資本の維持管理費、補修費用等が今後急増してくることが考えられます。その上、過去に景気対策ということで、公共事業

が大々的に実施され、このことにより、社会資本が大量に蓄積されましたが、これらの社会資本が今後、補修維持の時期を迎えており、耐用年数を経過したものも多くなっております。

先般、伊藤保議員が質問にありましたように、回答で旭市の市道はほとんど耐用年数を超えているという、こういう回答がございました。現在、市道の穴ぼこやひび割れは至るところに生じており、この穴にはまってパンクしたとかタイヤのホイールを破損したので市が補償をしております。また、お年寄りや子どもが転倒してけがをすることも心配されます。緊急の対策が必要だと思います。

また、公共施設につきましては、行政改革推進課のほうで見直しの調査が実施された結果をいただきました。まず第一に、数の多さにびっくりいたしました。今後これらの公共施設の補修や延命化を図ることが必要になる、あるいはまた、一部では取り壊すということでは、多額の資金が必要になってくるだろうと思います。

今後の公共工事は、新しい建物の新築、あるいは大きな道路等の新設なら、維持補修に重点を移す政策に転換することが大切であります。こうした維持補修工事というのは、工事の規模が小さくなるため、地元の中小建設業者への発注の機会の増加が見込まれるため、地域に密着した仕事おこしになり、中小零細業者の支援になります。

市長が先ほど発言した内容は、こうした公共工事をこうした方向に転換するようにしてもらいたいということで、市長の答弁をお願いいたします。

次に、こうした小規模な工事等についての契約について質問いたします。先ほど、伊藤保議員さんが質問されたところで重複するところは省いて結構ですので、地方自治法の第234条の契約についての条項の定めがありますが、旭市の契約事項についても取り扱い規定があります。いわゆる随意契約について、この契約の特徴や基準についての説明を求めます。

3、この随意契約を創造的に政策化した制度として、小規模工事契約者登録制度があり、全国の自治体の約4分の1で実施されております。これは、建設業許可や経営審査等が不要で、市内の建設業者が名簿登録し、その業者に随意契約で小規模工事を発注するという、そういうことで成り立っている制度でございます。市内の公共施設は今後、計画的な維持補修が必要になっており、工事の小規模化、発注件数の増加が見込まれており、契約も簡素化、迅速化が求められております。この制度は、今後の公共工事を契約面で支える制度として、有効性を増してくると思います。同時に、市内の零細な建設業者の仕事おこしを通じて、地域経済の振興に資することができます。

他市で行われているこの制度について、担当課より説明をお願いいたします。

(4) 公共工事の工期の年度末集中についてということですが、ちょうど今ごろですが、この市内のあちこちで公共工事が施工されており、建設業者の皆さんは超多忙な状態だと思います。市内のあちこちで交通渋滞が発生し、市民生活にも影響が出ております。これが5月になりますと、公共工事はほとんどなくなり、次に仕事が出てくるのは8月、工事ににかかるとは9月ごろです。これでは、建設業者は3か月も4か月も半分失業の状態になってしまいます。大変困っているところでございます。

用地の買収がなく、設計など準備が少なくて済む維持補修工事等は4月から9月の工期に増加し、年度末の工期の集中を防ぐように検討すべきだと思います。

次に、大きな第2番目としまして、市営住宅について。

市の住宅政策の一つとして、旭市の市営住宅政策があると思います。かなり大きな市の住宅政策の柱だと思いますけれども、これにつきましても、市営住宅の設置及び管理規定があり、条例で定められております。特に所得が低く、住宅を持たない市民に安い家賃で快適な住環境を提供することは、自治体の重要な責務であるところです。

日本の社会が貧富の格差が年々拡大しつつあり、高齢化社会を迎える中で、所得の低い高齢者の増加や若者のワーキングプア化が目立ってきております。こうした状況から、市営住宅の必要性が新たに高まっていると思います。また、現実に入居を希望する方が増加しているところと伺っております。

しかしながら、建築後長い年月がたち、かなりほころびも目立っております。入居者の方から、玄関のドアのすき間が大きくなり、すき間からムカデやヘビが入ってきて困る、冬はすき間風が入り寒いなど、老朽化による苦情が私たちのところにも届いております。

市営住宅の一部では改修が行われていますけれども、全体はどうなっているのか、計画があればお答えをいただきたい。

不足している市営住宅の新築等の検討はしているのかどうか、回答をしてください。

市営住宅の設置及び管理に関する条例第16条で、入居者の収入が低調、病気、災害にあった際の減免及び猶予を定めておりますけれども、その基準、手続き等について説明を求めます。

3番目、住宅リフォーム助成制度について。

前回の議会で住宅リフォーム制度が大変波及効果が広い、仕事おこしにつながっているということを質問いたしましたけれども、今回は住宅の寝室とか、そういったところからちょっと質問させていただきたいと思います。

現在建てられております住宅というのは、長期優良住宅普及促進法が制定されて、安心して住み続けられる高品質な住まいとなっております。しかしながら、平成の一けた以前に建てられた住宅は、耐震性や耐久性が十分考えられていないどころか、バルコニーから墜落する、階段から転げ落ちる、ちょっとした段差で転ぶ、ふろ場でおぼれる、ガラスにぶち当たる、建材からの発散される化学物質でハウスシック症候群などになるなど、我が家が死亡事故や病気の原因になっております。そして、その犠牲者となっているのはお年寄りと子どもです。

こうした災害によって、寝たきりになってしまうとか障害が残るなどの介護や福祉、医療費を押し上げる原因になっております。

こうした建物事故による死者は、交通事故にも匹敵する数にもなっている。けがの場合には、実数すら分からない、こういう状態でございます。担当課により、こうした建物は市内にどの程度あるのか、この建物事故の実態などの回答をお願いいたします。

これらの住宅は、高齢者の世帯が多いと思いますが、圧倒的な市民は、耐震化は無理でも老朽化した現在の住まいを日常の安全性や快適性を何とかしたいと思うのが、現実的な問題であり、要求です。これらの要求に応えるのが住宅リフォーム助成制度です。まさにどんぴしゃの制度でございます。

こうした市民に住まいの安心・安全を保障するのが高齢者社会における住宅政策の一つになると考えております。市長の見解を求めるものであります。

次に、国民健康保険について。

国民健康保険事業特別会計は、今まで健全な運営が行われていましたけれども、平成21年度は実質単年度収支が6億2,000万円、22年の予測では7億円もの赤字を予想されております。この赤字額は、保険会計の7%から8%になり、大変大きな赤字です。

平成20年までであった基金もほとんど全部取り崩し、繰入金も使い果たし、22年度では5億円の繰り入れを予定しているとのこと。通常、会計全体の一・二%の収支の誤差はあり得るということですが、7%も8%も収支が合わないというのは、どういう原因があるのか。場合によっては、執行部の予測や制度設計が間違っておる可能性があり、本来、政治責任をとる必要が生じる、このように考えます。こんな赤字は、会計の健全性が疑われても仕方がない数値だと。この2年間の急激な財政悪化についての原因をきっちりと究明しなければなりません。この間の執行部からの議論、あるいは質問に対する回答につきましては、十分に納得のできる説明がなされたとは考えられません。原因究明がないまま、本会議には

保険料率の大幅な値上げの改正案が提案されております。改正案では、所得割などの応能負担より均等割、平等割などの応益割の値上げが30%から40%となっており、保険税の軽減が適用される世帯を少しでも超えた世帯の上昇率というのは最も高く、3割から4割の間となっております。所得の上昇とともに、値上げ率は低くなっており、まさに低所得者層に焦点を当てた大增税になっていると。とても認めるわけにはいきません。

財政悪化の原因究明と値上げの必要性の根拠を回答してください。

平成22年に交付されました健康保険法の一部改正案が施行され、都道府県は国民健康保険事業の広域化、財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援の方針を定めることができることとなりました。今回の値上げについて、千葉県からこのような行政指導があったのかどうか、求められたのかどうかお答えください。

政府は、国保の保険者を市町村から県単位に広域化する方向でありますけれども、広域化による影響について、どのように予想されているのか、回答を求めます。

同時に、先だって平成20年より広域化を実施しております後期高齢者医療制度で、お年寄りの保険料の値上がりがどうなっているのか、旭市での場合で伺いたいと思います。

また、広域化によって保険財政の健全化ができるのかどうか、できるならば、その根拠を示してほしいと思います。

3、保険会計への一般会計からの法定外の繰り入れが避けられなくなってまいりましたけれども、全国的に見れば、平成20年度では全国の自治体の約7割で法定外の繰り入れを行っており、平均1人当たり1万円の繰り入れが行われており、前年度と比べて26%も増加しております。

国は、国民健康保険会計の悪化に対し、一般会計繰り入れによる赤字補てん分については、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費の適正化の推進により、できる限り早期に解消するように努めることという方向を入れた広域化等支援方針策定要領を県に作成させ、市町村に迫ってきております。

旭市の今回の大幅な保険税の値上げは、一般会計からの繰り入れを行わないこと等を前提にしたような案でございます。国のほうばかり見ていて、これを逆に先取りするような方向でございます。旭市民の苦悩に背を向ける計画であります。

一般会計からの法定外の繰り入れを行い、保険税の値上げ幅を縮小すべきだと思いますが、市長の回答を求めます。

以上、この場所における質問を終わります。席に帰りまして、次からの質問を行いたい

と思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、旭市発注の公共工事についてということでご質問がありました。

公共工事につきましては、合併以来、市の一体性の確立と均衡ある発展のため、新市建設計画及び旭市総合計画に基づいて進めてまいりました。

道路・公共交通網の整備では、主要なアクセス道路の整備や地域間連絡道路の整備を行うとともに、市民生活に直接影響のある道路整備や排水路整備等も確実に行っていかなければならない事業であります。

平成23年度に予定されております大規模な公共工事としては、第2学校給食センターの建設があります。これにつきましては、老朽化した給食センターを統廃合し、運営の効率化を図るとともに、児童・生徒に望ましい食習慣が身につくよう、給食内容の充実を図るため実施するものであります。

また、アクセス道路の整備は、旭中央病院への通院や緊急車両の円滑な交通を確保するとともに、国道及び市街地の慢性的な交通渋滞を解消するために重要でありますし、地域間連絡道路の整備は、産業振興や地域間交流を促進するために必要であると考えます。

今後は、現在継続中の公共工事について計画的に推進し、新たなものについては十分精査、検討していきたいと思っております。また、住民生活に密着した比較的小規模な工事についても、十分配慮をしていきたいと思っております。

議員おっしゃられるように、私もある程度のインフラの整備、終わったという考えは、先ほども申しました。そういった面で、これからは大きな事業は控え目にしながら、生活密着型の事業に取り組んでいきたいと、そんなように思っているところであります。

続きまして、住宅リフォーム助成制度についてであります。

本市では、平成19年6月に木造住宅耐震診断費補助金交付要綱を制定し、同年7月1日から施行しています。新耐震設計基準以前に建築された住宅については、多くの方がこの補助制度を活用していただき、耐震診断を受けていただいていると考えております。

住宅リフォームの助成については、個人の資産価値を高めることになり、特定の方の資産形成に直接税金を投入するのは慎重であるべきなど、さまざまな角度から見たとき、不公平

感はぬぐえず、課題が数多くあるということで、この制度の創設は考えていない自治体も多くあるわけであります。

今後、限られた財源の中で、市民の皆様のご理解を得られるように、現行制度との関係、耐震改修制度の創設などを踏まえ、また、国や県の動向、近隣自治体の動向を見きわめながら、十分研究検討してまいりたいと思っております。

次に、国民健康保険について、一般会計からの繰り入れをもう少し多くしていただきたいというご質問でありますけれども、議案質疑でもありましたけれども、いろいろな総合的な議論を重ねました。単独自治体でやり得るだけのことはやっているわけでありまして、それで8億円くらいの、去年は、22年度は補てんをしたわけであります。法定内の部分を合わせましても、そういった状況であります。

今回はそれを法定内も含めまして9億2,000万円の補てんをするわけでありますので、これがバランスのとれた総合的な額かなと、そんなように考えているところでありまして、ぜひご理解をいただきたいと、そんなように思っているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課からは、旭市発注の公共工事、それから住宅の件、お答えしたいと思います。

まず、契約事務における随意契約ということで、これは伊藤保議員との重複もございまして、けれども、また改めてご説明申し上げます。

まず、入札を行わずに見積もり合わせ等によりまして契約の相手方を選定するのが随意契約になります。これは地方自治法施行令第167条の2で定められております。特別な事情により、一般競争の入札、それから指名競争の契約等によりがたい場合などに行われると。

それで、市のほうでは財務規則、これは142条から144条に規定されておるところでございます。先ほど数字のほうを申し上げましたけれども、金額では、次の額を超えないという形になっております。工事・製造の場合で130万円、それから物品の購入の場合は80万円、物品借り入れの場合は40万円、業務委託の場合50万円という数字になっております。

そういう中でもう1点、他市で行われている小規模工事契約者制度についての説明ということでございました。これは、確かに近隣でということもありましたので、銚子市でこれを実施しておりましたので、ちょっと状況をお伺いしました。これは確かに入札参加者名簿に登録された方以外の方の登録を受けて、市発注の小規模工事等を登録者に発注する制度とい

うことで、現実には草刈りであるとか植木の剪定、それから掃除等の委託、こういったものは旭市におきましても、シルバー人材センターを代表に小さなところに出しておりますし、例えば先ほど住宅の質問がございましたけれども、市営住宅の軽微な補修、そういったものは、例えば建築業組合、もしくは建設業の方、よく内容を知っている方、そういった方に工事を発注しておるところでございます。

小規模工事契約者登録制度につきましては、確かに登録をして、鉾子市の場合には約20社登録をしておるということで、昨年度の実績をちょっとお伺いしましたところ、47件で400万円程度ということでございました。ですから、登録に比べて発注の額はそれほど多くないのかなという、そういう状況はあるように感じたところでございます。

次に、老朽化した市営住宅の補修、建て替え等の計画というところでございます。

ちょっと状況を申し上げますと、本市には昭和36年から昭和40年の前半に建設されました木造、それから簡易耐火建築物によります市営住宅、これが11団地、それから376戸あります。一部中層耐火はあるんですけれども、これらの維持管理につきましては、平成18年度と、それから21年度に地域住宅計画というのを策定しておりまして、それに基づき補修をかけている、それから公営住宅の長寿命化計画、これも併せて策定しておりまして、修繕を実施してきているところでございます。

それで、入居者の世帯、高齢者が非常に多くなっておりまして、確かに半数程度は高齢者という状況で、こういった方の改修に当たっては、当然いろいろな形で考慮をしてまいる所存ではあります。

あと、ちょっと状況を申し上げれば、そのほかに当市におきましては、県営住宅が189戸あります。それから、昨年の4月からは雇用・能力開発機構から譲渡を受けました雇用促進住宅、これが現在79戸あります。そうすると、640戸を超える戸数があるということで、人口7万人の市と比較しても、戸数的には非常に多いのかなということでございます。

それから、住宅統計調査では、民間の空き家率も若干高くなってきているという状況もございますので、今のところ新たな建て替えというのは計画には載っておりません。そういう状況でございます。

それからもう1点、家賃の減免制度ということでご質問がございました。

入居者の家賃につきましては、公営住宅法の規定によりまして、毎年入居者から収入報告の提出を受けて、入居世帯の所得階層に応じて決定をしてきているところであります。

この制度、昔の制度を太田議員さんはご存じだと思うんですけれども、昔であれば、建て

たときの費用を基にしまして、それで原価を出しまして、それで一定金額を定めておったんですけれども、今、平成になって、平成8年の改正だったと思うんですけれども、そのころに応能・応益、要するに収入の低い方には収入の低い金額の家賃をとということで、今、そういう形に算定的方式が変わってきております。でありますので、今、家賃なんですけれども、現実には月1,800円から、一番高いのは、ちょっと収入が超過している方が今継続して入っているところがありますので、そこが5万2,600円ということで、8段階の家賃の中でそういう額を取っております。

ですので、非常に安い金額で確かに入っていただいているという、収入のない方にはそういう金額で暮らしていただけるようになってきているという状況があります。

そういった中で、公営住宅法の中でも確かにご指摘のように、減免することができるという、要するに減免しなければならないではなくて、減免することができるという規定が確かにあります。それに基づきまして、市営住宅の設置、それから管理に関する条例、その中で第16条ですか、それとあと、施行規則の中では13条、その中で減免できる規定が確かにございます。そういう中では、風水害等の災害を受けてしまった方、それは100%で、著しく収入の低い方で50%というような規定を設けておるところではございます。

その減免の状況でございますけれども、これは届け出によってという形になろうかと思えます。そのような規定は、できる規定ということで、市では持っておるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、公共工事の工期の年度末集中の改善を求めるについてお答えいたします。

公共工事の発注に当たっては、年度末に工事が集中しないよう、年度当初に予定を組んで、毎月10本ぐらいの予定を組んで、工事の早期発注と平準化に努めているところであります。

しかし、工事によっては境界や用地取得等を伴うもの、また、補助事業で交付決定を待つてからでないと執行できないものなど、発注時期が遅くなり、年度末に工事が集中しているものもあります。

太田議員言われたように、工事の発注の年度の集中は、建設工事業者の労働力、資材、機械等の不足や高騰を招き、効率的な工事執行に支障を来し、工事の安全面からも改善が求められておりますので、工事の発注に当たっては、より一層の早期発注と平準化に努めていき

たいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目の住宅リフォーム助成制度につきましてのうち、住宅内における事故や疾病等についての説明についてお答えをさせていただきます。

初めに、建築基準法について触れたいと思いますが、建築基準法は昭和25年に施行されて、これまで何度か改正がございました。それで現在に至っているわけがございます。とりわけ、大きな法改正といたしましては、昭和53年に発生をいたしました宮城県沖地震に起因する昭和56年の建築基準法の改正、これは耐震設計基準について大きく改正が行われたところでございます。

市内の建物の状況というご質問がございました。これは国の推計値でございますけれども、市内には潜在的に約1万8,000戸の木造住宅があるだろうと。そのうち、ただいま申し上げました昭和56年以前の木造住宅につきましては、潜在的な数字でありますけれども、5,000戸から6,000戸ぐらいあるのかと、このような状況で把握しているところでございます。

ご質問の中に市内における住宅内における事故の状況というご指摘がございました。これらの事故の状況につきましては、市として状況を把握しているものではございません。データはございません。

そこで、厚生労働省が公表している人口動態統計というものがございますので、こちらを引用してお答えをさせていただきます。

人口動態統計では、家庭内での不慮の事故による死亡者数は約1万2,000人と報告されております。そのうち80%、約1万人の方が65歳以上の高齢者という結果が報告されております。ただ、その死亡原因ではありますが、窒息や浴槽内での溺死、転倒・転落、その他（火災、ガス中毒）等が統計結果が報告されておりますが、また、死亡に至らなくても、家庭内で負傷した人となりますと、これも推計ではございますけれども、年間で約40万人前後というふうに言われているようであります。その原因はさまざまであると思っておりますが、このような統計結果となっておりますけれども、これらによる事故の原因がすべて住宅そのものの物理的なものなのか、あるいは不注意により発生したものなのか、これはさまざまであるというふうに思っております。

私どもとしましては、先ほど市長が申し上げましたような耐震診断をしていただく中で、こういった専門的な見地から住宅の検証をしていただく、これが大変重要であると、このよ

うに思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、太田議員の4番目の国民健康保険についての、まず第1点目、保険税の改定の原因でございますけれども、これにつきましては、被保険者の高齢化及び医療技術の進歩による高額な医療費、いわゆる悪性新生物、循環器系の入院・手術などの増加等によりまして、被保険者1人当たりの医療費も年々増加し、平成21年度は20万9,576円、対前年度1万2,758円、6.5%と大きく上昇しました。また、平成17年度から比べますと2万9,023円、16.1%と大幅に上昇しております。これに伴い、総医療費も対前年度5.3%上昇し、61億7,305万4,000円、平成17年度と比べて5億3,238万4,000円、9.4%上昇しているところでございます。

平成17年度から平成21年度までの大まかな傾向としましては、医療費の伸び分として5億3,000万円程度、それから景気低迷によります所得の伸び悩みなどで、保険税収納額が年々減少しておりまして、合わせると8億円余りの不足となります。

一方、医療費が伸びますと、国から国庫支出金なり県支出金も増額となりますので、その結果として、平成21年度が実質単年度収支で6億2,461万円のマイナス、平成22年度の実質単年度収支見込みとして7億5,572万9,000円のマイナスと推移しているところでございます。

また、平成22年度一般会計からの法定外繰入金5億5,000万円と平成23年度の5億円で、2年間で10億5,000万円を法定外繰り入れとなります。財政調整基金に残高が多ければ、それによりまして弾力的な運営ができますが、平成21年、22年度と取り崩しが続き、残高もなくなりますので、非常に国民健康保険の財政状況は大変厳しい状況で、今回保険税を改定するものでございます。

それから、2点目の広域の関係で、まず都道府県の広域化支援方針の中で、行政指導があったかということに関しましては、市のほうに行政指導は特にありません。

それから、県単位での広域化の予想ということで、ちょっと広域化のことを申し上げますと、国の都道府県単位によります広域化推進の方針を受けまして、千葉県では昨年12月に国保広域化等支援方針を策定しました。その目的は、市町村単位では規模が小さく、財政が不安定になりやすいこと、被保険者は無職や高齢者の方が多く、保険税の負担能力が低い一方で、高齢化率の高いところではより医療費も高くなるなど、構造的な問題を抱え、市町村国保財政は厳しい状況であり、今後もさらに高齢化が進むなど、一層厳しさが増すことが予想

され、県単位での広域化及び財政の安定化を推進するよう厚生労働省が求めているものであります。

この支援方針は、平成25年3月までの方針でありまして、その後は、昨年12月20日に高齢者医療制度改革会議というものがございまして、それで発表されましたけれども、県が財政運営を行うのか、それか後期高齢者で行っているような広域連合方式なのかは、これから決定されるのではないかとということでございます。

それから、後期高齢者医療の関係の保険料についてご質問がありましたので、お答えします。

後期高齢者医療保険料は被保険者の方に等しく負担していただく均等割額と所得に応じて負担していただく所得割額の合計となります。この保険料は、料率は2年ごとに千葉県後期高齢者医療広域連合において見直されることになっておりまして、平成22年度が見直しの年となります。千葉県内の均一保険料につきましては、均等割額は3万7,400円、所得割が7.29%となっております。これに対しまして、旭市の保険料率は、均等割額が3万4,100円、所得割率6.64%で、県内均一保険料より低くなっております。その理由としましては、老人保健制度、当時の医療費が県平均と比較して27%低いということで、不均一賦課に該当する特定市町村ということで、制度施行時から6年間に限り、段階的に料率の割引がされるためでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 旭市発注の公共工事につきましては、1の、市長はだいたい私と同じような意見ということで、同じような方向性をたどるということで納得いたしました。

契約実務における随意契約についての説明のことなんですけれども、随意契約というのは、かなりいいかげんな感じのような受け取り方をされる方が多いと思うんですけれども、このことについて、透明性だとか正確性、こういったことについての担保はどのように行っているのかお答えください。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、随意契約、いいかげんということではないんですけれども、先ほど伊藤保議員のところでもお答えしたんですけれども、年度当初に財政事務、それから契約事務、この2点につきまして必ず会計処理の担当者、それからそれ以外で契約事務に携

わる方、その方に説明会をやっています。その中で地方公共団体における契約の種類ということで、改めてきちんと説明をしております。それで、随意契約、その欄で非常に多く項目を割いて説明しているところです。金額の面、それから契約の性質、目的等、あと、これはシルバー人材センター等の役務の提供を受ける契約等はできますよとか、あと、障害者の支援施設等で製作された物品を買い入れる契約等もできますよとか、そういう、ちょっと細かい話までさせていただいているところでもあります。さらに、例えば入札において見積もり合わせをやって、再度入札がないときにはどうするのとか、そういうことも含めて説明しているところでもあります。あと、手続き的なもの、例えば起案をして、執行伺いの起案をきちんとしてから、あと、見積もり合わせの執行は、例えば金額が30万円未満の工事請負契約、それから10万円未満とか、いろいろな段階を踏んで、例えば何社で行う必要がありますよとか、そういうことまで一応説明しているという中で、各課において執行しているという状況があるということでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。

次に、小規模工事契約者登録制度についてなんですけれども、行政改革推進課のほうから、かなり多くの、旭市におきましては300近いような施設があると。その中で、計画的にかなり発注しないと、非常に危険なものも出てくるのではないかというふうに思うんですね。その費用というのは、結構ばかにならない数字になるのではないかと思うんです。

これにつきましては、計画を作るということとこういった中小業者に対して発注を求めていくということで、こういった小規模工事の検討をぜひ行っていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに施設の修繕等、小さいものはございます。そういったものは、当然原課の中で、小さいものは今までやってきた業者がありまして、その中で分かるところはそういうところをお願いしている部分があるかと思います。ただ、そういう中でもやはり公平・公正というのが必要ですから、見積もり合わせ等はする必要があるだろうと。

あと、導入の話なんですけれども、確かに県内の西部の一部、都市部の地域では相当数導入しているということですので、先進地の状況等をよく検証いたしまして、地域の状況等を見ながら、これは勉強させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしま

す。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 次の公共工事の関係についてですけれども、先ほど伊藤議員さんからもご質問がございまして、あふれ出る水のところのマップを作ってくれというようなことがございましたけれども、例えば建設課のほうに寄せられている苦情とか直してほしいという要請というのはかなりあると思うんですが、議会としても、そういったものを一覧表を作っていて、地図化していただいたものをいただきたいというふうなことを検討していただけないでしょうかということなんです、そうしませんと、局部的には分かりますけれども、市全体の苦情がどういうところでどういうふうに発生しているのかということが分かりませんので、できればそういうものの検討を行っていただけないかということなんです、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 苦情の関係なんですけれども、課のほうでは出された要望書と動態図に図示したものはファイルにはあるんですけれども、ただ、件数が300件以上ありますので、それを1枚の図面にするとちょっと見づらいのかなという気はするんですけれども、図示ということであれば、それでこの辺になってくると点々でできるんですけれども、詳細にどの場所でどこかとなると、やはり動態図か何かにやらないと、はっきりこの地区でどこかなというのは分からないような気もするんですけれども、もし1枚の図面で、地区でどのぐらいの間隔であるのかなということであれば、それはちょっと時間をいただければ、要望のやつは、いついつ時点でということになりますけれども、それは可能だとは思いますが。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） できれば、どの辺かという地名と、そういった名簿とその地図をできれば、多少時間がかかってもいいですから、お作りいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） では、次に移ってください。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 市営住宅につきましては、今後計画等がかなり分かりやすく市民に広報できるような形で説明をしていっていただきたいと思います。

また、減免制度につきましては、基準がきちんとあるということで、安心いたしました。
これにつきましては、申し込み用紙等は窓口に備えてあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 申し込みですけれども、旭市営住宅家賃徴収猶予申請書という様式が定めてございますので、お話があればこういうものがありますよということでお出しするような形になっています。窓口で常時必要ということで備えてあるわけではございませんので、必ず申し出ていただく必要があるかなというふうに思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4 番（太田將範） 次の住宅リフォームの問題につきまして説明を求めたいと思います。

個人の資産形成に対して補助をするというのはいかがなものかという話でございましたけれども、住宅というのは、国民の基本的な権利でございまして、これを地方自治体が支援していくと、快適で安全で、憲法25条で定められておりますように、健康で最低限度の生活を有する権利というのがございますから、これについての保障としての住宅政策というのが今後必要になってくるということだろうと思うんですね。

先ほど、市営住宅の問題というのは、一つの住宅政策だということははっきりしているわけですが。市長の話では、個人の資産形成に資するということになりますと、こういうことも一切やってはいけないよということになるわけですね。例えばそのほかに担当課のほうでは、都市の計画的な整備ということになりますと、個人の権利といいますか、私権といいますか、財産権といいますか、そういうものまでも調整の範囲にしていって、それを指定していろいろな都市の構造物を造っていったり、道路を造っていったりするということになるわけですので、個人の財産に属するものだということは言えないというふうに考えます。

ですから、逆に言いますと、積極的に市民の住環境の整備を行っていくというのは、市の重要な政策の一つだというふうに考えるわけです。このことが転倒だとか死亡だとかを減らしていけば、障害者をつくらない、寝たきりの老人をつくらないということで、医療だとか介護だとか福祉のほうでのメリットがございます。障害者になってしまえば、大変なコストが行政的にかかるわけですね。こういったことを減らしていくためには、やはり市が積極的に安全で快適な住居を提供するために政策を作っていくというのがこれから今後必要になってくるだろうと思います。

その点につきまして、先ほどの意見と違いますけれども、もう1度、市長の回答を求めた

いと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 太田議員のおっしゃられていることはよく分かります。太陽光発電等も、個人の住宅に補助制度があるわけでありますので、今後いろいろな部分で、限られた予算でありますけれども、先ほど申しましたように、市民の皆様方にご理解をいただきながら、現行制度との関係、耐震改修制度の創設なども含めながら、そういった補助制度ができるかどうか、前向きに検討していきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 担当課にお聞きします。耐震補強、あるいは耐震診断による申し込みと工事件数はどのくらいあったのかと、補助を付けた部分についての説明を求めたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

市のほうでの要綱といいますのは、平成19年6月に木造住宅耐震診断費補助金交付要綱というのを制定してございます。これは一昨年、伊藤房代議員からもご質問いただいているんですが、これまで創設以来、4件の申し込みにとどまっているという状況であります。それで、4件ともいずれも一定の改修が必要だという判断は出ているんですが、改修に至ったということは聞いてはいない状況であります。

先ほど来お話がありましたが、リフォームというものも非常に大事だというふうには思いますけれども、一方では、建築基準法に適合するような、時代の背景の中にいろいろありますけれども、基本的には安心・安全な建物に対してそれを、改修をしていただくということがまず第一義であるというふうに理解をしておりますので、市長からも積極的な答弁ございましたように、耐震改修の補助と耐震診断の補助というものをセットにした中で、また今後そういった制度のあり方について検討していきたい、また、市民に対しても十分周知をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 耐震診断が4件のみということでは、やはり耐震だけではお客さんがついてこないと、こういうことでございますね。なぜかといいますれば、担当課では人数も限

られておりますし、広報等も限られております。なかなか市民の皆さんに理解されるところまでいかないんですね。

ところが、この住宅リフォーム制度というのは、市内の業者さんが全員が営業マンになります。ですから、大変多くの方々が参加して多くの工事が発注されているわけです。予算を組んだ10倍以上の経済効果が出ているわけですね。なぜかといったならば、市内の職人さんたちがみんな営業をやってくれているからなんですよ。ですから、声をかける範囲がまるっきり違うわけです。公務員の方々は、だいたいデスクの前に座ってお仕事をしているのが普通の仕事ですから、なかなか外回りまで行って営業してくるというわけにはいかないと思います。ですから、こういう方々に営業を任せれば、営業費はただですから、結果として非常に安い値段でリフォームできるわけです。

それで、耐震補強というのは、何十年、何百年に1回の地震のためのリフォームですね。とてもそこまではいかないけれども、日常的な危なさってあるわけです。特に古い建物になりますと、日常的に事故があつたりとか、そういった病気になるという、そういう構造になっておるわけですから、せめてそこまでの快適性を求めるための制度ということで検討すべきではないかと、こう考えます。どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

若干平行線になるのかもしれませんが、私どもとしては、まず建物の安全というのが最優先されるべきだろうと。それで、耐震診断の行われていない建物、つまり専門の建築士が見た中で、安全であるというものがあつたときに、初めてリフォームというものがついて回るんだろうと。今おっしゃるように、先ほど私が紹介しましたが、住宅内の事故というのは、いろいろなケースがあるんだろうと思います。ただ、それについてが個々具体的に、ここがこうだったからというのは、特定することは非常に難しい、また、不注意というのも多分にあるだろうというのもあります。そういったものをすべてカバーできるようなリフォームというのは、また非常に難しいのではないだろうかと思います。

ですから、何度も申し上げますが、やはり建物の安心・安全というのがまず第一義だと思うふうに理解しておりますので、そちらのほうについて、これまで件数は少ないんですけども、これからも積極的にPRをしていきまして、また、耐震改修についても併せて検討していきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 耐震が始めではなくて、そういったリフォームの相談をすることによって、耐震の理解度を広げていくということが大切だろうと思います。

時間ありませんので、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険のことですけれども、先ほどの説明では、なかなかこの市議会の中で理解できるというか、私もよく分かりませんね、なぜ上がるのかと。原因究明について、例えば医療費の問題にしても、そんなに診療報酬等は上がっていない。問題になるのは、去年と今年ですね。その前までは比較的かなり安定していたわけです。ところが、去年と今年になっていきなりがらがらと来ていると。これは何だろうと。この説明がされていないんですよ。

ですから、このことが分からない限り、ちゃんとした今後の対策もできないということなんですよ。

中身を見ますと、上げるだけの案が出ているということになっているわけで、原因究明というものがなされていないのに、どうして値上げだけ先に行くのかということになろうかと。市民の皆さんの感覚は、ほとんどそうであろうと思います。

ですから、これにつきましては、今分からなければ、1年ぐらいかけてしっかり議論をしていったほうがいいんだと思うんですね。特に、この間変わったというところは、後期高齢者医療が平成20年ですか、そのころから導入されました。その制度設計と国民健康保険との問題というのがあると思うんですね。1,000人ぐらいですか、移行したのは。そのぐらいの人たちが国保からどんと向こうに移っていったと。そのころから急激に国保会計が危なくなってきたんですね。

ですから、保険会計を小口に分散化してしまったことによって、しわ寄せが国保だけに来ているのではないかという発想があると思うんですね。ですから、これについての究明は、きちっと制度的な面から、いろいろな面からきちっとやる必要があると。

取りあえず、そういうことをきっちりやらない限り、これだけの大幅な値上げというのは、市民感覚としては許されないのではないかと思います。それにまた、これだけ上げてしましますと、特に軽減のかからない方が、今度2割、5割、7割の軽減ですか、これに該当しないちょっと上の方、この方々の値上げが物すごいんです。均等割と平等割が上がりますから。その上がり方が3割、4割ですから、物すごい金額が上がるわけです。この方々につきましては、もう支払うのは難しいのではないかと思います。

れども、これはいわゆる広域連合ができた以前の協議によって、まず平成15年から17年の3か年の間での医療費が、旭市が約27%、県内平均より乖離しているというようなことで、いわゆる不均一保険料になったのは、旭市と匝瑳市、東庄町、芝山町ですけれども、まず広域連合発足時の取り決めでそのような形になったと聞いております。

それで、この27%乖離しているわけですから、それを6年間で、いわゆる6年過ぎたときに県内平均にというような形に決められたということでございます。

それで今、20、21、22、3年目を迎えているわけです。20、21年度が不均一課税の27%の分の、20、21年度は13.5%で、22、23年度が9%、24、25年度が4%の不均一課税で行うというようなことで、いわゆる広域連合の審議を経て決定されているところでございます。

○議長（林 一哉） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 広域連合になってきますと、先ほど説明のありましたところは、不均一になっているところというのは、一般的に千葉県の中で、医療費の一番安いところと、こういうふうになっていると思うんですね。ですから、広域連合に入ることによって、旭市の場合は市民は損したと、こういうことですね、はっきり言いますと。

そのことが、国民健康保険が広域化されるということになりますと、現在でも安い医療費なんです。ですから、これが千葉のほうの高いところと一緒にになってしまうということになりますと、国民健康保険料、現在でもこの値上げ案でも高いというのに、また上げざるを得なくなるのではないかとということが懸念されるわけですね。その点について市長、いかがお考えになっているかお聞かせください。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 広域連合につきましては、12月議会でもお話をしましたと思いますけれども、市長会でもそういった一自治体だけでは支え切れない状況になっていると、どこの自治体もそういうような話をしていました。そんな中で、実態の医療費が安いところ、高いところの、今後広域したところの調査結果といいたいまいしょうか、そういったものはまだ我々にも市長会にも報告はないんですけれども、あまり皆さん方、積極的に各市長、36市長いたんですけれども、積極的に広域連合をやろうというようなところはどこもありませんでしたので、県がどう指導これからして、国がどう指導してくれるか分かりませんが、広域連合には国保は、広域連合という形よりは県一本化、あるいはまた国が助成金をもう少し増やす、調整交付金をもっと増やすと、そういった部分で働きかけていきたいと、そんなように思っ

ておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 一般会計からの繰入金の問題についてですけれども、先ほど、繰り入れるなということは国が県を通じてやらせてくるだろうということが指導方法で出てきているわけですけれども、逆に医療費のですね、軽減しているところがあるわけなんです、それについて、厚生労働省が共産党の小池議員に語ったところによりますと、厚生労働省の指導が自治体の自主性を損ねるような指導はしてはいけないというようなことを、同じ時期にだいたい言っているわけなんです。

それで今後、旭市の市政といたしましても、先ほど県からの指導はまだ何も来ていませんよという話ですけれども、やはり保険者として、やはり自律的な対応をとっていただきたいと、このように考えますので、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 国保会計の中で自治体によって軽減をされているところという部分は、恐らく都市部、財政状況のすばらしい、いい都市部だと思います。総じて地方、農村部といましようか、田園部のところは、全体に国保会計は赤字でありますので、軽減措置はどこもしていない。確かな情報はもらっていないんですけれども、そういったことだと思いますので、国がどうのこうのというより、自治体の国保会計が、収支が合わなければ、どうにも困りますので、そのところをご理解をいただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 私が申ししたのは、この地域におきましては、公立の病院がありまして、医療費が相対的にかなり安い地域なんですね。ですから、そのことが国保会計には反映されているはずなんです。

ところが、いろいろこういったことで、自治体が病院などを経営したりとか、いろいろな政策を講じることによって、さまざま努力して国保の値上げを防いできたというのが実態であらうかと思うんです。これが広域化されたりしますと、この努力が無駄になってしまうということなんです。その意味で、保険者としてきちっとしたことを国に言っていただきたい、このように思います。

ご回答は結構ですので、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後 2 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午前 2 時 9 分

再開 午後 2 時 20 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17 番 日下昭治 登壇）

○17 番（日下昭治） 17 番、日下昭治です。

平成 23 年第 1 回定例会において、質問も最後になりましたけれども、しばらくおつきあい
いただきたいと思います。

質問は、大きく分け、3 項目です。

では、通告に沿って行ってまいります。

初めに、市長の政治姿勢の 1、いいおか荘について伺います。

いいおか荘は国民宿舎として幅広く、長きにわたって地域の活性化に貢献され、今日にま
で至っています。一方、経営においても、18 年度までは厳しいながらも黒字で推移されてき
ましたが、利用者のニーズが変わったからとコンサルタントを入れ、大規模改修に取り組ま
れ、20 年 12 月にリニューアルオープンしました。その後、利用者の減少などもあり、宿泊料
金の変更、内部の改善等、取り組まれています。21 年度の決算でも大幅な赤字を計上。22
年度決算は見込みであると思うが、一般会計からの繰り入れをしても損失が出てしまうこと
が必至だと思われます。

今までに多くの議員がいいおか荘の将来を危惧され、質問されていますが、市長の答弁は、
いまだ理解が得られたとは思っていません。今後、食彩の宿いいおか荘の運営方針をどのよ
うに考えられているのかを伺います。

2 として、滝郷診療所について伺います。

本日は、最後の質問にもかかわらず、昨年、市長あてに地域を代表され、要望書を提出さ

れた区長さんが見えておりますので、その際、当時の区長さんに言われたことを思い起こしながら答弁をいただきたいと思います。

地域にとりましては、滝郷診療所は地域医療を担う重要な施設であることは言うまでもありません。今までにも木内議員が再三にわたって診療の現状を含めながら質問を行ってこられていましたが、いまだ先行き不透明な答弁のみしか得られていません。

また、その当時の要望内容は、改築のお願いと安心できる地域医療の継続だと聞いています。その際、市長は保育所も耐震等のクリアができていないので、保育所と併せた計画をしたいと申されたと同っております。

言い方、聞き方においては、多少のぶれはあったかもしれませんが、要望はほぼ受け入れられたものとして、各区を代表している区長さんですから、区民の皆さんに診療所はそう遠くないうちに改築されるだろうと報告されたと同っておりますが、要望に出向かれた区長さん方が役目を終えられ、退かれ、年度が変わり、新区長さんの就任されたのを待っていたかのごとく、滝郷診療所のあり方検討委員会を立ち上げられ、11月に答申を受けましたが、検討委員会進行途中では、存続をも危ぶむ意見もあったと同っているが、検討委員会の答申結果を踏まえ、どのような見解でいられるか、今後、滝郷診療所の運営方針をどう考えられているかを伺います。

3として、施政方針であります、市長の政治姿勢の総括としてお聞きさせていただきたいと思います。

21年市長就任以来、選挙で掲げた公約を含め、事業計画も順調に展開されてきていると常々言われてきていますが、そのことに関しては、私として否定することではないと思っています。

ただ、施政方針で示されたとおり、景気の低迷から税収の上昇は見込めず、歳入は厳しい反面、義務的経費など歳出のほうは引き続き増加傾向にあるから、財政状況や市民ニーズに合わせ、スピードアップしてやる事業、スピードダウンすべき事業を的確に判断するとしている、また、ハード事業はほぼ計画どおり進んでいるから、今後はソフト事業へと言っているが、それら事業とはどのような事業を指されているのか、事業名を挙げて示していただきたいと思います。

それと、現況の市政運営は、合併の基本理念でありました、負担は低くサービスは高くともまるっきり逆行しているのではと言われても否定はできません。国民健康保険税の見直しもしかり、都市計画税賦課を目的に旧3町への区域の見直しをされている、このような方針は

市民に対する背信行為ととれる、これらに関しても伺います。

次に、大きな2項目め、契約事務について伺います。

先月16日付で市内建設業者が建設業違反行為によって県より指名停止4か月の処分を受けました。処分理由は、千葉県及び旭市発注の複数の公共工事において、営業所の専任技術者を専任を要する現場代理人として配置したためとなっていますが、この種の違反行為では2か月の処分が普通であると思いますが、4か月になるということは、悪質性をも疑わざるを得ません。県の処分理由にも、県と旭市発注工事においてとなっているわけですから、市でも県に倣って同様の処分を科すのが普通だと思いますが、翌日付で出した市の処分では6か月の指名停止という、さらに重い処分を科しました。市の調査結果では、県の調査以上の行為があり、また、長期にわたっていたものと思えてなりません。

そこで、以下3点について伺います。

1点目、入札審査委員会を構成するメンバーと役割について。

2点目、公告から契約に至るまでのフローと、その際、市長との協議はされているかについて。

3点目として、今では指名競争入札を実施することはほとんどありませんが、現在行われている入札であっても、事前か事後審査はされると思うが、違う点の説明。それと、過去に資格審査において失格になった事例があったか。あったとするならば、それらの事例と失格の要因等の報告を求めます。

最後の質問、報償費について伺います。

私も行政にかかわりを持ち、何年か予算等の審査、質疑を行ってきましたが、総額850億円を上回る予算書を配付後1週間程度で多くの事業内容を理解することは、私にとっては不可能であり、自分も無能、知識のなさを改めて認識しているところです。

今回質問させていただく報償費は、予算執行される中ではほんの一部であるかもしれませんし、また、予算審査時において質疑をすべきものであったかと思いますが、事業の支出される所管課が多岐にわたっていることもあり、議案質疑の中では限られていることもありますので、一般質問で取り上げさせていただきたいと思います。

1点目として、報償費として支出する際の基準があると思うが、それら支出基準について、分かりやすく説明願いたいと思います。

2点目、報償費の中にあっても、報償金、賞賜金等に分けられているようですが、仕分けの基準について。

3 点目、その他には賃金、報酬として支払われている事業も多くあるが、それらとの関連した全項同様基準が明確化されているかを伺います。

以上で 1 回目の質問を終わりますが、再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の一般質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢についてということで 3 点ご質問がありました。

1 点目の食彩の宿いいおか荘についてということですが、いいおか荘は私も就任当時、議員のときからそうでありましたけれども、旭市の観光拠点施設として、ぜひ残していきたい、あの景観、そしてまたいろいろな部分での集客施設、そしてまた、今はリニューアルをしている、そういった部分を含めまして、ぜひ観光拠点として活用していきたいと、そんなような思いであります。

しかしながら、依然として、今、議員がおっしゃられましたように、経営状況は依然として厳しい状況であると思っております。

今後の経営について、これまでいろいろご質問がありましたけれども、3 月をめどに運営委員会に市長としての考えをきちっと諮問してお答えを出していただきたいと、そういうことで、これから議会が終わりましたら実行していきたいと、そんなように思っております。

その内容につきましては、今後の経営は今のままで経営努力すればいいのか、あるいはまた、どこまで持ち出し分として市から出すということが許容できるのか、またもう 1 つは、どの時点で経営形態を変えていくのか、そういうような、今、考えを基に運営委員会に諮問を出したいと思っているところでありまして、内容につきましては、多少、まだ諮問の案は違うかもしれませんが、おおよそこの三つの大きな課題で諮問をしていただきたい。その諮問の期間は、やはりいいおか荘は夏がいろいろな部分で勝負でありますので、7 月、8 月くらいの実績を見て、9 月ぐらいに出していただきたいと、そんなように思っているところであります。

また、その運営委員の皆さん方には、市長のほうからもぜひ地元の方々の意見、そして議員の方々の意見、また、いろいろなリピーターの問題、そういった部分の方々の意見、そういったものもぜひ聞いていただきたい、そういった部分での広聴会なども計画してもらいたいと、そういったことを要望していきたいと、そんなように思っております。

次に、滝郷診療所についてであります。

これも就任した当時、きょうお越しをいただいております区長さん方から要望をいただきました。そしてまた、地域審議会でも何回となくこの問題は要望があったわけでありまして。地元の強い建て替えの要望があったということは認識しているところであります。

そのことを踏まえまして、私の思いでもあります存続の方向で、21年度の早い時期に全体のあり方を、全体といいましょうか、旭市として全体の空気として滝郷診療所はどう存続していくべきか、そんなような検討委員会を立ち上げると、そういったことで、先ほど日下議員のほうから質問がありましたように、保育所の問題、そしてまた老朽化の問題もありますが、そういったものも含めて、建て替えも含めてぜひ検討委員会で検討していただきたいということをお約束したようなことであります。

あり方検討委員会の答申でも、医師確保をまずもって全力で行う必要性と、確保ができたならば、診療所を充実させることも考慮すべきだとの答申でございましたので、その方向で私も医師の確保のために全力でこれから当たっていききたいと、そんなように思っているところであります。

もう1つ、施政方針で、前年度とのつながりということであります。

私のまず大きな施政方針としまして、前年より少しでも縮小した予算案にしてもらいたい、そういった思いを財政課長、そして各課長にもお願いをしてきた、去年も今年もそういったような状況でお願いをしてきたつもりであります。本定例会の開会日の施政方針でも申し上げましたとおり、本市の財政は、歳入全体では依然として厳しい状況が続いております。歳出では扶助費など義務的経費が引き続き増加傾向にあるほか、少子高齢社会への的確な対応、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現など、多くの財政需要が見込まれております。

このような状況下において編成した平成23年度の当初予算は、市民福祉の向上と市の均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に生かすとともに、合併による国の財政支援の終期も見据えながら展開していきたい、そんなように思っているところであります。

スピードアップをしてやるべき事業、スピードダウンをするべき事業、具体的にということでもありますけれども、スピードアップをしなければならない部分は、やはり継続事業だと思います。今、西野地区で排水路整備事業があります。そして、文化の杜公園整備事業があります。矢指小学校の改築事業、第一中学校の改築事業、そして旭駅前広場整備事業、中央病院のアクセス道の整備事業、谷丁場遊正線の事業、それから学校給食センター、そういったことをスピードアップしてやっていかなければ、そんなように思っているところであります。

す。

スピードダウンすべきという部分では、極力新規の大型公共事業は控えていきたい。一つには、下水道はもう認可範囲内での地域にしたい、あるいはまた公園はもう整備は終わったと、そういった部分できちっと対応していきたい、そんなように考えているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、2点目の契約、それから報償費の3番目の関係ですかね、これを財政課のほうからお答えしたいと思います。

まず、2月16日に県のほう4か月の指名停止で、市のほうは6か月ということで指名停止になったわけでございますけれども、これについては、従前、過去に同じような案件で処分されたところがございます。そこについては、県が2か月、それに対して当事者の市は4か月というような事例がまずございます。その中で、今回県が4か月ということであって、確かに市のほうは6か月ということで決定したわけでございますけれども、市の要綱に基づきまして、最大9か月できるようなことでございますので、その中で従前のところを参考にしながら件数等を勘案して6か月ということで審査会の中で決定したところでございます。

それと、資格審査会のメンバーということでお話がございました。これは、指名審査会と重複するんですけれども、そのメンバーになります。申し上げますと、まず副市長、それから総務課長、財政課長、私です。それから、農水産課長、建設課長、都市整備課長、教育委員会庶務課長というメンバーが構成になっております。

それで、ここの中での役割ということでございます。役割といたしましては、所掌事務ということでお話しいたします。まず、一般競争入札の対象工事の選定に関すること、それから一般競争入札における入札参加資格要件の審査及び入札参加者の資格の有無の確認、それから特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、その適否等、これは共同企業体で出す、JVと言われるやつですね。それと4つ目として、総合評価方式で行う対象工事の決定、落札者決定基準並びに技術資格の審査、それから低入札価格調査結果の審査ということで、現在5項目掲げられております。

それと、公告から審査の段階で市長協議があったのかということで、これはフローをちょっと申し上げますと、まず一般競争入札、事前審査型になりますけれども、このフローを申し上げますと、まず担当課で工事を執行してよろしいかどうかという決裁を受けます。それ

で、その決裁をした後で、今度は財政課あてに契約事務依頼がまいります。契約事務依頼がまいりますと、大きな案件であれば、事前に資格審査をする必要があるから資格審査委員会の開催ということで、これも決裁を受けて開催いたします。それで、招集する方は副市長になります。それで、その結果を受けまして、今度は公告になります。その審査委員会の結果につきましては、当然上まで決裁をいただくということになります。

さらに、その入札を執行するのが今度は財政課になりますから、財政課のほうで入札を執行していいかどうかという決裁を受けて、案件の公告になります。それで、案件の公告をいたしますと、当然ホームページに掲載いたしますので、ホームページを見て参加資格申請があるかどうか、それは業者さんが判断をされて、うちのほうに申請書を出されると。それで、その申請書を受理いたしまして、また改めて資格審査委員会、これを開催いたしまして審議をいたしまして、適ということであれば、そちらの業者さんに通知をお出しすると。

その後は設計図書の貸し出し等をやりながら業者さんは積算を行うと。その後、当然入札の札を入れるんですけども、これは今は電子入札でございますから、少なくとも前日の3時、日程的に余裕があれば、前々日の3時というような形で締め切ります。その間を過ぎますと、札を入れることができません。その後、うちのほうは入札書をそれで受理したという形になります。その翌日、ないしは入札当日の朝になります、予定価格を設定いたします。当然金額によって副市長まで、それから市長までというものがここで発生いたします。その段階では、既に札は入っているということになるんですけども、入札開場まで時間がありますので、当然財政課のほうでは金庫に入れて保管するという形になります。

あと、開札まで。開札の時間はあらかじめ、もうこれは共同の運営事業でございますので、電子入札の調達という、それについては、この時間にこの入札を実施して開札いたしますということで、その時間までそこを開くことができないシステムになっています。その段階でもう開きますと、あらかじめ入札してあった業者の札はすべて出てまいります。その段階で予定価格を入れるという形になります。これには、当然2社以上の開札の立ち会いが必要ということになります。その段階で今度、落札の、議会の議決案件であれば、当然、仮契約ということで仮契約を結んでいいかどうかという起案まで財政のほうですることになります。一般の、仮契約が必要なければ、その段階で開札調書を作成し、例えば契約の依頼課のあったところに戻す、そういうシステムになっています。そうすると、契約の依頼課では、その開札調書をもって支出負担行為という行為を行います。その決裁を受けて初めて契約になりますという、そういう形でございます。そこまで契約の流れということでございます。

それと、一般競争入札と指名競争入札の違いということでございますけれども、まず指名競争入札につきましては、もう事前にこの業者さんに参加してくださいねと言って、こちらから指名をするわけですね。それで、一般競争入札の場合には、その資格要件があれば、逆に手を挙げてくださいと、そこが大きなまず違いであります。その指名の段階では、当然入札の条件が前段で決まっております、その中で契約の相手方となる者を決定していくんですけれども、まずリストアップをして、その中で金額によって何社以上、例えば1億円以上であれば10社以上の競争性をもって指名をするというような、そういう形になるかと思えます。その段階で指名審査委員会、これを開催いたしまして、指名業者を決定すると。そこで資格、地域、実績等を勘案して業者を選定することになります。それで、一般競争入札は、資格要件とか地域要件とか実績要件等を設定して、公告を逆に先にしてしまうと。それから業者さんが手を挙げるという、そこが大きな違いになると思えます。

それと、次の3番の報償費の関係で、報償費の支出基準でございます。

まず、予算の執行の科目の中で報償費というのがあります。これは節という科目になります。歳出予算の節につきましては、地方自治法の施行規則第15条の第2項において、歳出予算に係る節の区分は別記のとおり定めなければならないということで、これは国のほうの法律にもう節の名称が入っております。規則の末尾のほうで1節の報酬から28節の繰出金、ここまでもう既に示されております。この1番から28番までの節というのは、款、項、目、それから歳入の節の科目とは若干取り扱いが違って、市町村が独自に決められるのではなくて、国の規則で示されたこの分類に限定されるということです。

その理由なんですけれども、予算執行の最小単位であるこの節を全国共通とすることで、ほかの団体との比較をしやすくする、それから同じ性質ものをまとめることで予算や決算の統計資料を作成しやすくする、そういったことがあって国のほうでこれを定めているということだと思います。

これを踏まえまして、旭市におきましても、毎年行っております予算要求の説明会、それから財務事務の説明会において、この節の区分に沿って分類等、基本的な考え方を示しているところであります。

この報償費の支出基準ということなんですけれども、一般的に報償費というのは、役務の提供などに対する謝礼、あるいは感謝を表すというようなもの、また、よい行いをした、善行した人に対しての表彰の意を表す、そのようなものとされています。

したがって、旭市においても、こういった一般的な考え方に基づいて経費を区分して予算

の計上や支出を行っているところであります。

改めて基準というのは、もう報償費の節というのがこういうものということで例示、国のほうで考え方を示されておりますから、それに沿ってやっているということになります。

次に、報償金と賞賜金の仕分けということでございますけれども、これは施行規則の中で報償費の説明として、報償金と賞賜金というのが示されています。ただ、具体的な内容までは示されてはおりません。一般的には、報償金は役務の提供や施設の利用などによって受けた利益に対して報いるものとされています。もう少し具体的に申し上げますれば、講演会や講座などにおける講師の謝礼、それから功労者に対する記念品、こういったものが報償金に該当します。

一方で、賞賜金なんですけれども、これは非常に古くからある制度でありまして、広く褒めたたえる意味を持つ経費ということで運用されてきています。具体的に申し上げますれば、例えば人命救助に協力した人へのお出しするお金、それからコンクールの入選者に対する賞品、こういったものが賞賜金に該当するものです。

このように、報償金と賞賜金について一定の区別はあるんですけれども、必ずしも明確に分けられているわけではなくて、ある程度自治体の中でどちらで出すかというのは、その裁量に任されている部分があります。

次に、賃金、報酬との関連なんですけれども、賃金なんですけれども、賃金も役務の提供ということで、それは対価として支出するものは報償費と似た性格はあるんですけれども、大きな違いとして、報償費が純粋な謝礼、あるいは褒めたたえる意味が強い経費であるのに対して、賃金は雇用契約に基づきまして、その勤労に対する給与的なところがあります。そこで報償費と違います。

あと、報酬の違いなんですけれども、報酬も勤務の対価として給付という点では同じなんですけれども、報償費や賃金に似た面は持っているんですけれども、支出の根拠がまず違います。報酬は地方自治法の203条に基づいて、非常勤の特別職に給付されるものということで、金額も条例で定められます。これで報償費や賃金とは異なっているということでございます。

それと一つ答弁漏れがありました。すみません。

2番の（3）のところで、過去に失格した者ということで、一般競争入札の事前審査の中ではなかったと思います。事後審査の中で、22年11月に技術者がいないということで落札した方が受けられなかったというのが1件発生いたしました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） では、再質問させていただきたいと思います。

最初、食彩の宿いいおか荘についてでありますけれども、いろいろな機会の中でいいおか荘について検討されているわけでございます。特に監査委員のほうからかなり厳しい指摘があるというような話も聞いておるわけでございますが、私は詳しくはその辺は分かりませんが、けれども、本来、本当にその中において、やはりいいおか荘、本当に行政、いわゆる公で今後やれるのかなと、そんな心配も出ておるというような話も聞いておるわけでございますし、私もそんなのを一部持っておるわけでございます。

現在いろいろな、市民感謝デーだとかレディースデーだとかいろいろなものを計画されておるようですが、やはり宿泊がかなり減っておるというような話があるわけですが、特にリニューアルをしてからは、とにかく部屋数を半分にして料金を倍にしたんですよね。何かそういう形で、国民宿舎事業というものが本来から離れたものになってしまったのではないかなと思うんですよね。それが大きな原因の一つだろうと私は考えておるわけですが、やはり公ができるの、できないのという話になりますけれども、やはり時間の問題にしたって、いろいろ制約されるわけですね、公がやる場合には。その辺を含めて今後検討していく必要があるだろうと、私はこう思うわけでございます。

それと、今まで市長、何人かの議員の質問に対して答弁をされてきたものにおいて、先ほども出ましたけれども、3月期の様子を見ながら経営形態等も含めて検討したいということでございますけれども、あれですよ、今回この23年度予算を見ても、予算計上方針といいますか、その辺を見ても、補助金だとか長期借入れだとか、あるいは出資金をやると。出資金も先日の質疑でも行いましたけれども、その辺何か企業債の返済に当たると。それは企業会計法上、問題ないということでございますけれども、何か目先を変えているのではないかなと思うんですよ。

やはりそれをはっきり、これから検討委員会を立ち上げるにいたしましても、やはりそういったものをあからさまにといいますか、よく分かりやすく出して、本来のこういう形だろうと、そういう形であるから、今後はこういう形が望ましいという形が答申されるわけでございますので、その辺をよく分かりやすく、目先を変えるような予算編成をしないでやるべきではないかなと思いますけれども、その辺、市長はどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 全くそのとおりでありまして、今回諮問を出すことにつきましては、きちっと、どこまで赤字を補てんする部分を、きちっと答申案を出してもらう。それと本当に、公がやれるのか、やれないのか。民間で本当に委託を、移行をしていけばいいものかどうか、そういった部分もまだまだあると思いますよね。いろいろリニューアルをして、リニューアルをしたからこそ、今、公でどうやらあまり赤字を出さないでもっているという考え方もあるわけでありまして、その辺も十分検討の、協議の課題にさせていただきたいと、そんなように思っているところでございます。

先ほども申し上げましたように、現在の経営形態でやれるのか、やれないのか、そういう経営努力は本当にできるのかどうかという部分が一つ、そして持ち出し分、どのくらいまで一般会計から出すということが可能かどうか、許容範囲なのか。議会と執行部の考え方もあると思いますけれども、私は観光拠点としてぜひおきたいというような思いでいますので、その点はこれからの諮問の相当のウエートを占めてくれる、答申案を出してくれると思います。そしてまた、その経営形態が今、中には今この時期に宿泊施設をやれる民間業者がいるのかなという部分もありますので、その辺は十分にみんなで紹介をしていただきまして、もしそういうことになったら、検討を加えてもらいたいと、そんなように思っておるところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今後、検討委員会等には、そういったものをしっかり理由づけをしながら諮問するというので、その辺はそういう形でぜひお願いしたいなと思います。

それと、昨日来、一般質問でいろいろ道の駅等の問題が議論されていたわけでございますけれども、大塚議員も言われました、きょうの午前中の木内議員も申されたわけでございますけれども、やはり私も実は、そういうことを考える一人なんですね。ということは、いいおか荘を利用して、道の駅でなくして、そういったものを、一体となったものを考えるということ、その辺。そうすれば、経費も、先ほど15億円だの、7億円だの8億円だという話になりましたけれども、そういうことでなくして、ばんやの話も出ましたけれども、そういった、あの一体型にやることによって、いいおか荘も生きてくるのではないかなと思うんですよ。ただほかのものを考えればいいでなくして、その辺、市長、いいおか荘と一体型のものとしての考えは全くなかったんでしょうか、その辺はどうなんでしょうか。道の駅構想ですけれども。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 道の駅構想については、いいおか荘の再生という部分は、正直お願いをしてありませんでした。道の駅は道の駅として、やはり一番交通量の多いような地点、集客施設として、旭市の目玉としてやるというような部分と宿泊施設としてのいいおか荘の存在は、一緒にするという考えもあるんですけれども、私としてはそういうことはお願いをしてありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） しつこいようですけれども、今後もそういうことは想定はされないということでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） きょうも議員の皆さん方もいろいろそういう話もありますので、全然視野に入れないと、今のところ、どっちにしても、コンサルタントが調査結果をまだ出しておりません。そんな中で、ある程度たたき台は調査結果が出てからでなければ、議員の皆さん方、先ほど、私らにはあまり相談がないという話もありましたけれども、たたき台がないところに幾ら大勢の方々がいろいろな意見を言ってまとまるということがほとんど、時間がかかると思うということの中で、コンサルと検討委員会というような部分でやっていただきましたので、コンサルの調査結果、あと調査期間が3月いっぱいくらいで出るということでありますので、そういった出た中で、議会とも、いろいろな検討委員会、そういった部分とも協議をしながら方向性を出していきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） やはり市長、市長はやはりそれだけ権限を持っているんですよ。例えばそういったものを我々が提案しても、やるかやらないかは市長の判断一つなんです。そういうことで、次の質問に入りますけれども、道の駅もいいおか荘もまだ考えは違いますからあれですけれども、市長の権限はそれだけあるということです。

それで、次の質問の滝郷診療所に移りますけれども、やはり大事なのは市長、市長の判断一つでできるということなんです。やはり期待してきょうも傍聴席にいるようですけれども、やはり市長、区長というのは市長から委嘱出しますよね。それだけ、160人くらいいま

すけれども、区長は市長から委嘱されて、また区の代表として来るわけですよ。その区長さん方に、やはりこういう方向でということは、先ほども冒頭でやりましたけれども、聞き方と言い方ではぶれがあるかもしれませんということですけれども、ほとんどの方々は市長さんから聞いた中で、理解はそのような理解に入ってしまったているんですよ。やはりかなり期待されているんですよ、やはり市長。市長の判断でできる。

確かに医師の問題は難しいでしょう。先日もいろいろな医師の話は聞いていますけれども、これはまたあれしますけれども。やはり市長、その辺は結論ではなくて、決断は市長胸先三寸といいますけれども、やはりそういった決断を出せるんですから、ぜひ期待を沿うような方向において答弁をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 市長が決めたことはほとんど通るといような話でありますけれども、議員の中でも何回もそういう話は出ていますけれども、今の地方議会といひましようか、地方自治の形は、二元代表制ということであります。市長が何かやると言っても、気に入らなければ、それは否決だということになるわけでありまして、市長が何でもかんでもやれるという状況は違うと思います。その点をご理解をいただきたいと思います。

また、滝郷診療所ということでもありますけれども、区長さん方には、そういった面で理解をしていただいたということになっているのか分かりませんが、私としては、21年の5月にあり方検討委員会、全市的な話もあって、そういった部分の中で、本当に滝郷診療所は残しておきたいと、そういったことが大前提の中で検討を加えていただきたいと、そんなような思いの中で、地域審議会、区長さん方が要望に来たときにも、建て替えをすぐやるというようなことは私は言っていないつもりでありますし、建て替えも含めて方向性を出して、21年度に出していきたい、そんなようにお答えをしたと、そんなように思っているところであります。

ただ、滝郷診療所は現在も会計、そんなにも赤字をつくっていない状況の中で、地域性を考えた場合、残したいということは、あり方検討委員会でも出ていますし、残すのには医師を確保しなければ駄目だ、そんなような話もありますので、医師の確保に全力を尽くしていきたいと、そんなように思っておるところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今言うよりも早く言ってしまいますけれども、中央病院ほかへ派遣していると、民間病院まで。きょう、院長がいなくなってしまったんですけれどもね。

先ほど、二元代表制の話を市長が言われました。昨日の朝日新聞です。やはり二元代表制のものが載っていたんですよ。やはりこれは大事だなと。しかし旭市、今まで否決されたものはないんですね。匝瑳市はあるみたいですが。やはりそれだけ市長、提案権が強い、あるんですよ。提案されたものはほとんど通るということなんですから。それはいろいろなものがありますけれども、その辺やはり期待をされたんだから。それと旭市は医療と福祉の郷を大きなスローガンに挙げてあるわけですので、やはり滝郷診療所、本当に滝郷方面だけでなくして、鶴巻地区、あるいは銚子市長山、あるいは東庄町夏目だとか、そういうところから結構来ているんですよ。それでそんなに赤字になっていないって赤字になっていませんよね。繰り出ししていますけれども、繰り出し基準に基づいて繰り出ししているわけですから。もし、多分それが診療所をなくしたら、あの繰り出しもなくなるといいますから、そういうことでしょうから、その辺に基づいて中央病院が10何億円繰り出したという同じ方法で出していると思います。そういうことだと思いますし、ぜひそういう中で基金があるわけですので、ぜひそういうものも含めて検討していただきたい。

そして、高年齢というか、これからかなり増えてくるわけですので、その辺いいのははっきり言って、例えば中央病院にかかると、2時間、3時間待ちで2分か3分の診療で終わってしまうんですよ。しかし、その辺含めて滝郷診療所でやれば、そうすると今、中央病院のほうは通うと具合が悪くて、行った人がかえって具合が悪くなってしまうと。それを滝郷診療所でやれば、置いていって終わったら電話かけると、すぐに向かえに行ったりできるんですよ、高年齢の人、老人だとか。そういうものを含めて、これは地域医療を守るためにも、ぜひ市長の偉大な決断をお願いできればと思いますけれども、その辺は答弁は難しいでしょうから、ぜひ心にとめておいて、区長さん方、当時の区長さん方もいますので。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 絶対に滝郷診療所は残しておくという気持ちには変わりはありませんので、その中で医師を見つけるということを最優先といたしましょうか、その分で、中央病院、先ほど公式な発言ではありませんけれども、中央病院から医師を派遣しているということもありました。ただ、中央病院のほうの医師の派遣はきちっと、それだけの診療報酬と

いいでしょうか、そういったものをもらっているわけでありまして、滝郷診療所の場合には、それを割り引いて派遣をしていただいているということでもあります。

そういった部分の中で、あそこを担当してくれる医師をぜひ議会の皆さん方にも紹介をいただきながら、私も全力で院長経験者に聞きながら探していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ありがとうございます。よろしく市長、お願いします。

やはり我々もということですが、やはり医療分野以外はかなり、大塚議員の場合には別ですが、私なんかでは、もう医療分野というのは全く駄目なんです。しかし、市長であればできることは相当あると思いますので、ぜひその辺、医師の確保のために市長、目いっぱい頑張ってください、そういうことをお願いしておきたいと思います。

次に、3点目になりますか、スピードアップする事業、ダウンする事業というのは、継続事業を早くやって、いろいろ話がありました。それともう1点というか、市長がよく言われる中で、ハード事業がある程度、ほぼあれしたから、ソフト事業に転換するということなんですけれども、その辺はどういうものがハード事業であって、どれがソフト事業かなというのが、我々もちょっと認識がないんですよ。その辺は市長、どうなんでしょう。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ハードは、もちろん議員の皆さん方ご承知だと思いますけれども、箱ものとか道路とか公園とか、そういった部分だと思います。

ハードからソフト、ソフト事業ということは、広い意味で言えば……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） かなり多い範囲があると思います。私の考えているハード事業は、やはり一体感の醸成、つながり、きずなづくり、そういったものの中で、一番やはり大事にしたいことは、市民体育祭の開催とか祭り、三大祭り、いろいろな、桜まつり、YOU・遊フェスティバル、そして七夕まつり、そういった部分を充実させて旭市をPRしたいなど、そんなようなことをこれからのまちづくり、大きな施策にしていきたい。

そしてまた、いろいろな環境的な部分では、ヒブワクチンとか肺炎球菌、いろいろ今、問題がありますけれども、そういった部分での助成、あるいはおむつの2歳までの無料化、そういったことに近いような施策を取り入れていきたいと、そんなような思いでありますので、

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、先ほど、道路等、地域間交流道路という話が出ましたよね。その道路関係ですけれども、私が考えるには、スピードダウンもそうですけれども、スピードアップだとかソフト、ハードということにも関連すると思いますけれども、例えば今、確かに継続されている道路がありますよね。そういったものも早くやるべきものはあるということとは私も思うんですよ。例えば遊正線にしろ、あれまでやったもので、あれはかなりいろいろな面で有効だと思います。しかし、これから計画する道路ですよ。アクセス道路の延伸、あるいは地域間交流道路だといいます蛇園三川連絡道路。

ただ、そういったものが駄目だということではないんですよ、決して私も。蛇園部落だって、狭い中で、なかなか小割まで車の行き違いができないところもあるわけですから、そういったことをやることは確かにソフトだと思う、ソフト事業の一環だと思っていいんですよ、私も。ただ、1か所に莫大な費用のかかるものを、果たしてそれが、箱ものではないですけれども、道路だって同じような扱いに考えざるを得ないのではないかなと思うんですね。

例えば今、アクセス道をやっていますけれども、あそこで約10億円はかかるんでしょう。それで今度は地域間交流道路だといいます蛇園、JRのところで、概算分かりませんが、過去、過去の事例から考えると、5億円かかるんですよ。そういったものが、例えば5億円を、それは違うのをやればではないですよ。例えば生活密着道路に、今までも過去ありましたね、舗装にもならない、あるいは側溝もできない、水がたまってしまうと。そういったものに回すことがソフト事業ではないかなと私は思うんですけれども、市長、その辺どうお考えになっているんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 確かにハード、ソフトの事業という概念といいましょうか、そういった部分は、それぞれ利用の部分でとらえ方が大変違うと思います。それはそれとして、十分参考にしていきたいなと、そんなように考えているところでありまして、道路の細かい予算については、建設課のほうで飯岡海上連絡道、あるいは谷丁場遊正線、南堀之内線、そういったものはきちっと出ておりますし、この大きな連絡道、アクセス道は、やはり合併期間中ではなければならないのだと、そんなように思っておりまして、これは合併期間中、特例期間中10年をめどにそれをしていきたいなと今、思っているところでありますので、よろしく

お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その辺ですよ、やはり市長、市長はここでとめればとまってしまうんですけれども、やはりそれだけ市長というのは権限が強いんですね。ほかがどうのこうのではなくして、やはり市長がやりましようと言え、それで行ってしまうし、その辺をどう見直しますかということになると、それもあると思うんですね。

それと1点、過去に下水道関係の話がありました。昨日もあったかと思います。しかし、そういったものの下水道に関して、毎年4億円も行きますと。それで、それを例えば凍結したらどうでしょうか。今の経済の情勢を見ながら、少しやってはどうかということ中で、今度見直しをしまして、3年くらい先送りしたと。それだけの話なんですけれども、これはなぜそれを一時やめることができないのでしょうかということなんですけれども、その辺、市長、どうお考えになっていますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 下水道についても、公園についても、今まで継続していた事業をここでとめられないかということは、もう就任当時から担当の課に聞きました。公園も都市計画決定をしている、助成金をまちづくり交付金からいろいろな国の補助金をもらっている。下水道も同じでありまして、ここでとめた場合に、今までのやつを一時払いとして払わなければならないという部分、説明を受けました。それなら、その認可区域だけは早く終わらせようと、そんなような思いで決断をしたところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ市長、お願いしておきたいのは、よく調査してほしいというんです。ここで大多喜ダムを中止しましたね、県が。145億円予算を付けたうちの67億円使っているんですよ。それでその事業費、国が半分、県が4分の3、残りが企業団ということで、平成8年から一時凍結してあったものを正式にここで中止しましたね。これは、県は国にそれだけの補助金を返済するんですか。それをよく……

○議長（林 一哉） 日下議員、次の項目へ移ってください。

○17番（日下昭治） よく調査してほしい。そうでなくて、ただ単純に補助金を返還、返還ということで、我々聞いてあって、こういう事例があるんですから。しっかりその辺を、市長ならいろいろなことができますと思います。お願いしますね。

では次、今、議長に促されましたので、次にいきますね。

資格審査委員会、いろいろさっき話がありました。しかし、役割があっても、機能されていなかったのではないかなと思うんですよ。本来ならばその資格審査委員会ではつきり早い時点で指摘をし、指導すれば、こういった4か月だとか6か月の行政処分を出す必要はないと思うんですよ。その辺、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 機能していなかったのではないかというご質問なんですけれども、ここの中で少なくとも案件があって、その案件が出されたときに、例えば今まで一般競争入札をやったもの、市内評定点750点、市外800点、そういったものはすぐ決まります。では、どの程度の業者数があるのか地域要件を定めましょうという話になります。そうすると、その範囲の中でどれだけ業者数があるのか。少なくとも一般競争入札であるから、15社程度は欲しいということで、そのリストアップ。そうすると、その区域がおおむね決定してくると。あと、過去の実績がどうなのかというような、そういったものを個々定めてまいります。

そういったところで、あとは技術者がいるかどうか。当然指名競争入札であれば、その点がやはり問題になって、当然入札の段階でそれを確認しましょうということで過去の入札は実施したと思います。

今回一般競争入札でありますので、専任で監理技術者を付けられることというような形で公告いたします。そうすると、それに応募して業者が出てくると。それが出てきた段階でまとめまして、書面の要件の中で、例えばチェックをいたします。それで、一覧表のチェックの中で、その監理技術者証の写しであるとか申請書であるとか点数であるとかが合致していれば、事務方でそのチェックをしたものを資格審査委員会に上げるという形になっております。それを見た中で決定をするということであります。

ですので、その部分、確かに営業所の専任技術者というものがチェックするシステムがなかったというのは、これは事実でございますので、その部分でのチェックができなかったのではないかということであれば、それはそのとおりだったのかもしれませんが、少なくとも今の申請書の要件に定められたものが出てきていたということでチェックをしたという形になるのかなと、そのようには思っているところではあります。

その部分、どうすればよかったのか、その辺のこともありまして、改善策をいろいろ考えて進めているところであります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） あれですね、入札審査委員会、規定がありますよね。適格審査は、入札資格審査を提出すると。それに基づいて参加資格審査委員会、あるいは市長としては4条、これは実施要綱ですね、これは一般入札の実施要綱4条に、市長は一般競争入札を執行するときは、あらかじめ資格審査委員会の各号に掲げる事項、先ほどちょっと触れましたけれども、対象工事の選定、入札参加資格要件の設定、特定建設企業等、これはJVの関係でしょうけれども、それから4項目めになって、申請者の資格の有無の確認。資格の有無の確認がここに入っているんですよ。だから機能していなかったのではないのかなという話をしているんですけども、そういったものがここに、要綱にあるのに、システム上ということはないのではないのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

市長、それとこの時点で市長がそういった判断をするわけですよ。それで5条において、当該工事の資格要件は、資格審査委員会の意見を聞いて市長が決定するものとなっているんですよ。そういったものをまるっきり無視した場合にどうなるんですか、これ。7条にもありますよ、いろいろ。申請書の受け付けだとか。9条では財政課長は提出された資格書に基づき資格審査委員会に出すと。そういったものをすべてクリアすれば、こういうことは起きないのではないのでしょうか。だから機能がしていないのではないかということを私は言っているんですけども、市長どうでしょう、その辺。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、確かに日下議員おっしゃるとおりでございます。その件につきまして、前回の12月議会で私がこの場で陳謝をさせていただいたところでございます。それはご理解いただけますね。

それで、今まで審査委員会としてそういう機能、機能というよりも、それが当たり前になったといえば申し訳ないんですけども、そういうことで一応、今までやってきてしまったわけです。そういうことで、今回のようないろいろな問題が起きたわけでございます。

それについて、これからは十分気を付けて入札のほうを執行してまいりたいということで、一応陳謝させてもらって、現在は厳しく確認するとともに、きちんとした改善等をつくりましてやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日下昭治議員の一般質問を行います。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） あまりこれをしつこくやると、またあれですけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、当然公告から契約に至るまでにおいて、対象工事の要件だとか、あるいはまた資格の確認だとか、いろいろ市長が決定することになっているわけですね。そのフローにおいて、これは市で出しているフローなんですね。その辺でどういう形で市長が関与しているのか。関与しているという失礼ですけれども、市長はそういう資格審査委員会と協議をされるものは何回この過程にあるのか。市長、どうですか。その辺、市長としてそういったものをやってきた経緯があるんですか。それとも、市が何か作用を働くようなことはありましたか。その辺。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 市長のところへ来るのは、資格審査委員会が終わった後、こういうことになり、一般競争入札でこういう事業をやってこういう申し入れの工事屋、建設屋がありますというような部分で報告に来ます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 補足させていただきます。

先ほど1回目の答弁のときに、フローということで、まず決裁の話をちょっとしたんですけれども、原課がまずこの事業を実施しますということで、執行していかどうか、その起案をして決裁をします。この時点で当然金額が大きいものは市長のところまで行きます。それで、市長は当然1億円以上は一般競争入札ということは分かっていますから、これは資格委員会の適用案件であるかどうか、それはその時点で分かります。それで、当然執行していいよという市長は判こを押します。

今度、財政課のほうに契約事務依頼がこの原課から来ます。それで、原課から来たときに、資格委員会の開催は副市長が委員長で開催することになっていますから、副市長が委員会を開催します。そうすると、そこの中でまず、一般競争入札にかけていいかどうかというのを前段でまず話し合います。同じ資格委員会の中でなんですけれども、それをやります。それから参加資格要件の設定も、その同じ日の中の資格委員会の中でかけます。それが終わった段階でこうなりましたということで、うちのほうが結果を今度は市長のところまでやはり持って行って、決裁をもらうという形になります。

それで今度、同時の場合もあるんですけども、これで公告していいかどうかということで、うちのほうは起案をして、それも併せて市長の決裁をもらうと。それで初めて公告になって、一般競争入札の開始になるということです。

今、ちょっとそこところが幾つかごっちゃになっているかなということがあったので、ちょっと整理してお話しさせていただきました。そういう形でまず公告に入るとということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 多分、市長もあまりこういった細かなところまで市長は多分介入していないのかなと思うんですよね、はっきり言って。多分、市長は決裁のみ、決裁のみと、そういう認識をしておられるのではないかなと思うんですよ。しかし、要綱にはこういうことがうたってありますので、その辺、あまりそういうことはないにしろ、しかし、そういったことを我々も勉強しなければならないんですよ、はっきり言って。

それで今、ちょっと余談な話ということになってしまうとあれなんですけれども、やはりこういったものについて、市民がかなり関心を持ってきているんですね。それで言えば、昨日も、それは怪文書ということで言っても構いませんけれども、差出人がないんですから怪文書ですね。しかし、かなり詳しいことを私の名前で来ていますよ、はっきり言って。過去いろいろな、国会でもありましたね。過日やめました、前原外務大臣がやめましたけれども、代表のときに永田メール、いわゆるガセネタをつかまされたと。多分私のところへもいろいろなうわさ的なものを流すんですね。今おもしろいですね、2ちゃんねるなんていうのは。

それで、ある建設業者と私がリークして何かやっていると。これは本当のことを言って、資料、あなた方、財政課からもらった資料なんですよね。申し訳ないですけども。いわゆるほかの、ガセネタみたいに、ほかから来た、リークしてきたということを言われていますけれども、そうではないんですよ。それと併せて県の資料なんですけれどもね。ここにも先

日もらったものがあるんですけれども、過去のもので申し訳ないですけれども、過去をまた振り返るようになりますけれども、3か月の雇用の確認できないもの、3か月雇用を確認しなければならないということになっているものを確認できない資料ももらってあるんですよ。これは本当のことを言って、ガセネタではないですよ。これは市にある資料を私は提供してもらっているんですから。それに基づいてやっているんですね。それと条例、要綱、そういったものはすべて調べれば分かるんですから、当然そういったものは私だけでなく、やはり市民も相当、ほかの方々も注目しているわけですよ。

それで、ちょっと……

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次の質問項目に移ってください。

○17番（日下昭治） そうということです、これからいろいろ、そういった面でしっかりやっていただけるとしますので、ぜひそういうことでお願いしたいなと思います。

では、次に移りたいと思います。

それともう1点、ごめんなさい、まだ1点残っていましたね。

過日ちょっと、過日って、だいぶなりますけれども、入札に関して私、6月でしたか、質問したときに、落札率が予定価格に対して同額のものがぼんと出ましたよね。多分6月だったと思いますけれども、解体で。71.02743。計算機に出るようにぴたっと同じやつ。そういうものも確かに昨日の中に入っていますけれども、そういったものの中で、ぜひそういった漏えいはないと思いますけれども、昨日、大塚議員がいいこと言いましたよね。ランダム係数を導入したらどうでしょうかと。やはりそういった透明性のあるもの、入札はかなりそういったものでいろいろありますので、そういったものを含めて、今後考える必要があるのではないかなと思うんですよ。私も大塚議員のそういったものに対して、ある程度そういうものに同感しているところがあるんですね。そういった、やはり透明性のある入札という形で。

それと、最低価格というのは、昨年も言わせてもらいましたけれども、総合評価方式ね、そういったものも一体となったものです。今、試行していますけれども、早くそういったものを取り入れるべきだと思うんですけれども、その辺含めてお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 昨日、大塚議員のご質問にもお答えしたんですけれども、ランダム係数、確かに周りでやっている、千葉県ではないんですけれども、全国を見ればやっているところがあるということで勉強させていただきたいということでお話ししたんですけれども、

ただ、現在の、今、4月から導入するシステム、これがまず一番喫緊で抱えている課題でございますので、これを導入することによりまして、今度、例えば建設課であるとか都市整備課であるとか、そういうところとこの技術者の関係がうまくリンクできるというところがありますから、ここのところをまずしっかりと導入したい、そこをまず最優先で行きたいと思っています。

併せて、チェック体制の話もさっき出ていたんですけれども、適正化の指導要綱、これに基づいてしっかりとやらせると。ちょっとここまで言ってしまっていていいかどうかというのはありますけれども、組織の見直しもあって、検査のほうも財政課の契約班のほうに移るということもありますから、そういったところですべて体制を整えて進めていきたいと思っています。

ランダム係数については、この場ですぐ導入するというのはお答えできませんので、もう少し時間をいただきたいなと思っています。

あと、総合評価、これは確かに試行になっています。ただ、この1年間、非常にいろいろなことがありまして、総合評価をする暇がありませんでした、正直。それで、原課のほうとも協議したんですけれども、技術的な面で評価を出すのはどうかなというところがあって、まず非常に技術的には比較的軽易な案件、そういったところから導入したいということで、それであれば、県のほうも、今度土木になりますけれども、そちらのほうも協力できるよという話もいただいていますから、そちらのほうと協力しながらそれは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 今すぐというわけにはいかないということですが、前向きに検討していただきたいなと思います。

次に、報償費のほうの関係に入りますけれども、報償費、あれだけのものを見て、はっきり言って、分からないのが多いんですよ、はっきり言って。金額も結構あるんですね。ちょっと私も分からなかったものが多かったんですけれども、特別会計と合わせますと、かなりあるんですね。六千数百万円ですか。私も改めて、本当のことを言って、私もそれらについて改めて勉強しなければならないなと思ったものもあるんですけれども、例えばその中で、長寿祝金等、結構まとまって出ているのはあるんですよ。だから、そういったものは当然分かるんですけれども、結構これ、少し見直す必要があるのではないかなと思うのが結構ありますね。例えば質疑の中でも触れましたけれども、納税組合に支出するとか、あるいは健康

優良家庭、これは国保の関係ですけれども。

ただ、たまたま過去のもので分からないものがあるなんて一市民から聞かれたんですよ。もうだいぶ前の話なんですけれども。優良家庭の表彰について。各表彰対象574個に対して600個仕入れてあって、26個は保険年金課に回っているのがあるんですね。何かそういった分からないものがあると。

それと、出前講座をやっていますね。出前講座において、この内容を見ますと、あれでしょう、講師料は不要と出ていますよ。市の職員が対応するように。しかし、そこでまた報償金が出ているのがあるんですね。予算化されているの。

だから、そういった分りにくいものがあるがために、私はこういったものは少し見直す必要があるのではないかなと思うんですね。ちょっとその辺は分からないと思いますけれども、やはりこれだって市から出た資料ですからね。その辺、これからのものを含めてお願いしたいと思うんですよ。

それと、もっとありましたけれども……

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) 時間がないからその辺、分かる範囲でいいですから、その辺は細かなものですから。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長(花香寛源) それでは今、報償費の中で健康優良家庭の関係ですけれども、これにつきましては、国保、医療費、いわゆる前年度全く医療費を、医者にかからなかった家庭に多少でも品物を贈ろうということで、今年の例で言います。本年、予算的には170万円ほどの予算でしたが……

(発言する人あり)

○保険年金課長(花香寛源) それで、実質的には品物、ヘルスマーターを購入しまして、その数的なんですけれども、当初の見込みの個数よりだいぶ少なくなりまして、487個を購入しております。実際には、この購入した業者に、その家庭に送ってもらっているわけなんですけれども、業者が、その家庭にいなかったとかそういう場合には、保険年金課のほうに持ってきて、後でまた届けるというような形をとっています。

以上でございます。

○議長(林 一哉) 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 今、出前講座というお話がありました。確かに議員がおっしゃるとおり、職員は無料です。ただし、出前の内容によりまして、外部の方をお願いする場合があります。その場合には報償費を支払っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） いいですよ、あまり細かい話ではない、話であれですけども、今、保険年金課長が言ったのは、いなかったやつですよ。これは、今言ったのは、600頼んであって、500は対象者はそれだけしかいないと。それは過去のやつですからね、多分分らないと思います。しかし、資料としてはあるんですよ、はっきり言って。だから、そういったものを何に使うんでしょうねと言われても、我々は分からないんですよ。

そういう形で、それと、これは人事管理費のほうに賞賜金という形で永年勤続記念品購入代なんていうのがありますけれども、これは永年勤続、職員に対するあれなんですか、その辺は。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 永年勤続の記念品ということでございます。これは、旭市の表彰規定の中で、いろいろな方々に表彰規定があるんですけども、その中の一番最後に、市の職員で20年勤続、それから30年勤続の者を表彰するという規定がございまして、この表彰したときの記念品ということでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） あまり職員に出るものを出すな、出すなということではおかしい話になりますので、それは、分かればそれはそれで構わないんですけども、ぜひ、結構あるみたいですので、よくこの辺、必ずそれは予算だから出るわけではないでしょう。しかし、よく見きわめてほしいなと感じるところがありますので、ぜひその辺、今後の予算執行上の上においてお願いしたいなと思ひまして、それについては答弁はもう分かりますので、これで終わりにします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時58分